

(案)

大 阪 市 景 觀 計 画

目 次

第1章 基本的事項	1
1 本市における景観形成の意義	1
2 景観計画変更の背景	2
3 景観計画の位置付け	4
 第2章 景観の現況と特性	 5
1 要素ごとの景観の特徴	5
(1) 景観の現況と特性を捉える要素	
(2) 各要素の特徴	
1) 地勢の要素	
2) 都市基盤の要素	
3) 歴史・伝統の要素	
4) 都市空間の要素	
5) 活動・営みの要素	
2 本市の景観特性	25
(1) 特徴的な景観のテーマ	
(2) 特徴的な景観を有する主要なエリア	
(3) 眺望景観の特性	
(4) 夜間景観の特性	
3 景観構造の特性	30
(1) 基本となる面的な要素	
(2) 特徴的な景観要素	
 第3章 景観形成の課題	 42
1 市域全域の景観に係る課題	42
2 各テーマの景観に係る課題	42
3 眺望景観・夜間景観に係る課題	43
 第4章 景観形成の目標と基本方針	 44
1 景観形成の目標	44
2 景観形成の基本方針	45
3 協働による景観形成における各主体の役割	47

第5章 大阪らしい景観形成の取り組みの方向性

48

1 景観形成の取り組みの方向性	48
2 景観施策の展開の方向性	50
(1) 建築物等の誘導と景観まちづくりの推進	
1) 地域の特性をいかした建築物等の誘導	
2) 地域との協働による景観まちづくりの推進	
(2) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発	
(3) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり	
3 景観施策の体系	56

第6章 景観法を活用した景観形成の取り組み

57

1 景観法に基づく景観計画の枠組み（法第8条）	57
2 景観計画区域等	58
(1) 景観計画区域（法第8条第2項第1号）	
(2) 景観配慮ゾーン	
3 建築物・工作物の届出制度	64
(1) 届出までの流れ	
(2) 届出対象行為（法第16条第1項、第7項）	
(3) 区域・地区ごとの景観形成方針（法第8条第3項）及び 景観形成基準（法第8条第2項第2号）	
(3-1) 基本届出区域の景観形成方針及び景観形成基準	67
1) 都心景観形成区域	
2) 臨海景観形成区域	
3) 一般区域	
(3-2) 重点届出区域の景観形成方針及び景観形成基準	88
1) 御堂筋地区	
2) 堀筋地区	
3) 四つ橋筋地区	
4) なにわ筋地区	
5) 土佐堀通地区	
6) 国道2号地区	
7) 中之島地区	

4 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ）	135
(1) 屋外広告物に関する基本方針	
(2) 事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類	
(3) 屋外広告物の許可申請・届出までの流れ	
(4) 広告物基準	
1) 御堂筋地区	
2) 堺筋地区	
3) 四つ橋筋地区	
4) なにわ筋地区	
5) 土佐堀通地区	
6) 国道2号地区	
7) 中之島地区	
5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）	151
(1) 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針	
(2) 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準	
6 景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準 （法第8条第2項第4号ロハ）	152
(1) 景観重要公共施設の指定方針	
(2) 景観重要公共施設の指定	
(3) 景観重要公共施設の整備に関する事項	
(4) 景観重要公共施設の占用等の許可の基準	

第7章 まちづくりなどと連携した独自の景観形成の取り組み	157
1 景観法による届出に係る事前協議の実施	157
2 大規模面的整備地区での景観誘導	157
(1) 計画の上流における協議の実施と事業者に対する積極的な周知	
(2) 対象行為	
(3) 専門家との連携	

3 協働による景観まちづくりの推進	158
(1) 地域景観づくり推進団体の認定と活動支援	
(2) 地域景観づくり協定の認定と運用支援	
(3) 地域ルールの実効性の担保	
(4) 景観協定制度の活用	
(5) 景観協議会制度の活用	
4 市民や事業者による自主的な景観形成の促進	162
(1) 都市景観資源の活用	
(2) 大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞）の実施	
(3) その他の啓発施策の展開	
5 様々な専門家等と連携した推進体制づくり	163
(1) 大阪市都市景観委員会及びその他の専門家の活用	
(2) 景観整備機構の活動の充実	

: 景観法に基づく法定事項

第1章 基本的事項

1 本市における景観形成の意義

古来より様々な経緯で市街地が形成されてきた大阪では、それぞれの時代の特徴を残す多様な市街地に、歴史や文化を今に伝える建物やまちなみなどの景観資源が多く継承されてきました。特に都心部では近世以前に構築された城下町を基盤とし、面的な市街地開発事業などにより近代的な都市整備が進み、幹線道路沿道や鉄道ターミナル周辺などにおいて大都市らしい風格のある洗練された景観が形成されています。また、古くから水の都として、水や緑の豊かなうるおいのあるまちなみが人々に親しまれてきました。

一方で、近世に起源を持つ繁華街、鉄道駅の周辺等に自然発生的に発達した繁華街や、大規模な開発により整備された繁華街など、多くの人々が行き交い、にぎわいや活気を感じさせる界隈の景観も大阪らしい景観の特徴の一つとなっています。このため、いわゆる「美しい」「整然とした」景観だけではない多様な表情を持つ景観が大阪らしい景観といえます。

景観は、私たちを取り巻く環境の眺めそのものであり「見える環境」ともいわれます。そして、視覚的に見えるこれらの環境の背景には、基盤となっている自然や風土、そこで培われてきた歴史や文化、さらにその上で営まれてきた人々の暮らしや様々な活動などがあります。

こうした点に鑑みたとき、本市にとっての景観形成の意義は、以下のように考えることができます。

【本市における景観形成の意義】

① 都市の風格の向上

都市の顔となる空間の象徴的な景観形成に取り組むことにより、大都市としての風格を高めます。

② 観光や交流の活性化による都市の活力の創出

地域の持つ様々な特徴をいかした景観形成に取り組むことにより都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出を促進します。

③ 地域への愛着や誇りの醸成による地域の個性の創出

人々の景観への意識を高め、主体的な景観形成を促進することにより、地域に対する愛着や誇りを醸成し、個性あるまちづくりを促進します。

④ 豊かな生活環境の形成

身近な都市空間の景観形成に取り組むことにより、日常の生活空間の魅力を高め、うるおいのある豊かな生活環境の形成を促進します。

2 景観計画変更の背景

大阪市では、戦前の昭和9年に御堂筋沿道、中之島とその周辺、大阪城西側、及び大阪駅や主要鉄道終端駅の周辺を都市計画法に基づく美観地区に指定したのが、景観形成に関する施策導入の始まりです。それ以降、御堂筋沿道における31mスカイラインの行政指導、建築美観誘導制度などにより、通りに沿った風格あるまちなみ形成を誘導するとともに、美しく個性的な都市景観を形成してきました。

また平成13年には、大阪市都市景観条例（平成11年1月施行）に基づく景観形成地域として、市民、事業者および行政の自主的な景観形成や、相互に連携、協力した景観形成を進める指針として、景観的なまとまりをもった一定の地域を指定しました。

平成18年には景観法に基づく大阪市景観計画を策定し、一定規模以上の建築物等の建築に際し、周辺景観との調和等に関する配慮事項の届出を求めるなど、景観法に基づく各種施策を導入しています。

経済社会の成熟化、景観に対する市民の意識の高まり、そして都心機能更新に伴うまちなみの変容などを背景とした、大阪市都市景観委員会からの「今後の景観施策のあり方について（答申）」（平成28年3月30日）を基に、平成29年3月、主に次の点について景観計画の変更を行いました。

- 景観計画を総合的な景観施策推進の指針とすること
- 景観計画区域（市域全域）を区分した、景観特性に応じた景観誘導
- 重点的に景観形成を図る地域（重点届出区域）の指定
- 景観法のさらなる活用を図り、「屋外広告物に関する行為の制限」及び「景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準」の規定
- 地域の自主的なルールづくりと運用に対する支援の導入

平成31年3月29日、大阪市は「眺望景観のあり方について」及び「夜間景観のあり方について」の提言を、大阪市都市景観委員会から受けました。

この提言は、平成28年3月の答申において取り組みが必要とされた「眺望景観の保全・整備」と「夜間景観の形成」について、これまでの施策を整理し、現状と特性を明らかにしたうえで、今後の眺望及び夜間景観の形成に向けた基本方針や大阪らしい眺望及び夜間景観のあり方について、提言されたものです。

またこの提言では、2025年に開催される大阪・関西万博や御堂筋での空間再編事業、LEDといった照明技術の急速な進歩などを背景として、大阪の魅力を世界に発信する絶好の機会と捉え、この機を逃さず、市内各所に新たな「名所」を創出することで、市民のシビックプライドの醸成をはかり、より優れた景観を創りだすとともに、大阪市の魅力をいつそう高めてゆくことが期待されています。今般、この提言を基に、景観計画の変更を行うものです。

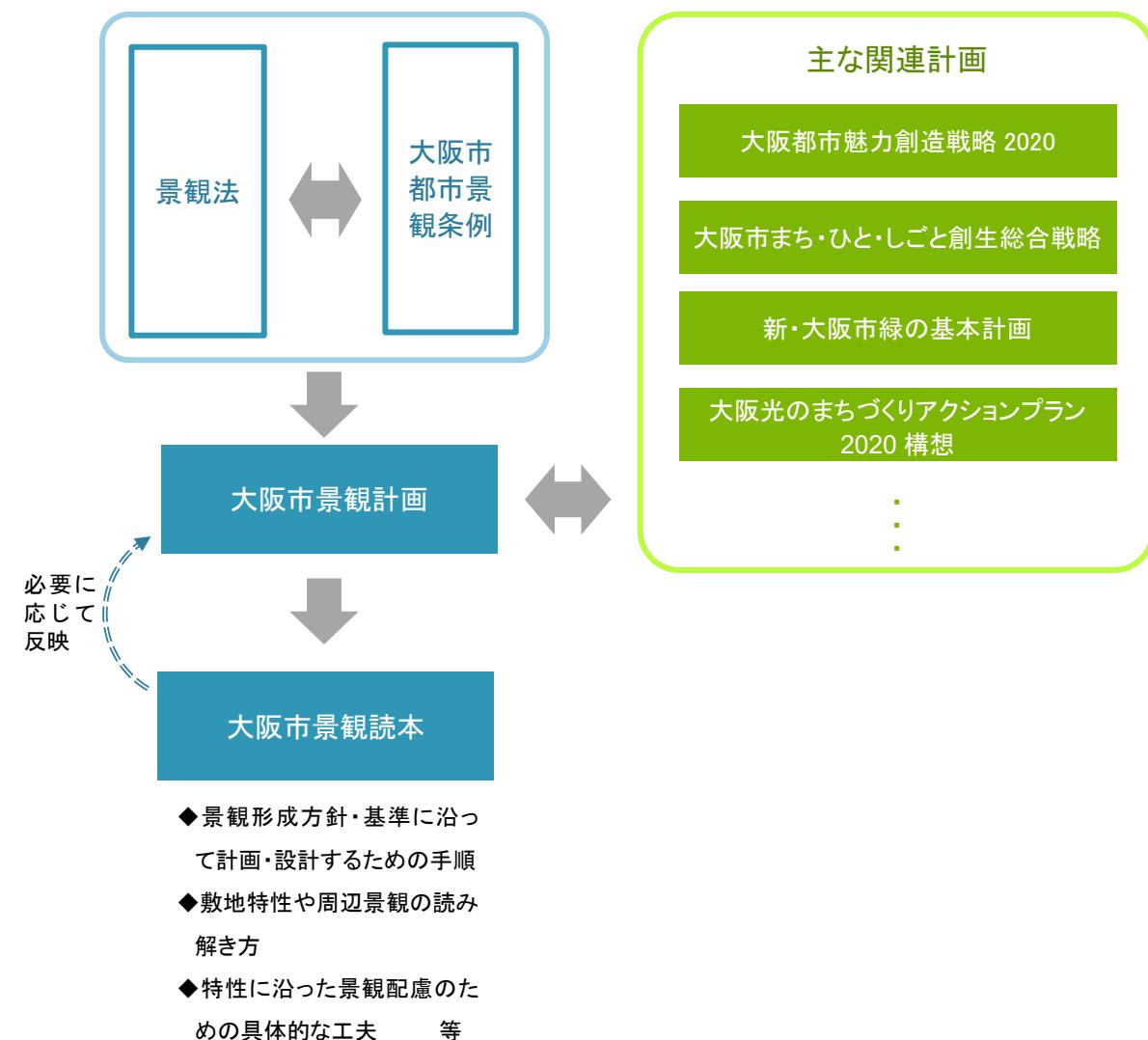
【景観施策展開の経緯】

	提言・計画等	景観誘導	
		法令	要綱等
昭和期 (戦前)		S9.12 大阪都市計画・美観地区の指定(御堂筋沿道、中之島とその周辺、大阪城西側、大阪駅や主要鉄道終端駅(難波駅、天満橋駅、上本町駅、天王寺駅・阿倍野橋駅)の周辺) S13.12 大阪都市計画・美観地区の指定(大阪駅前ダイヤモンド地区とその周辺を追加)	
昭和期 (戦後)	S56.1 「大阪市建築美観誘導について(報告)」(大阪市建築美観委員会) S58.7 「ライトアップ大阪計画」策定 S60.3 「大阪アメニティプラン」策定		S44.6 御堂筋沿道(淀屋橋～本町)31m スカイラインの行政指導 S57.1 建築美観誘導制度(なにわ筋、堺筋、国道2号)
平成期	H7.3 「大阪市景観形成基本計画」策定 H7.6 「新・水の都大阪のグランドデザイン」策定		H7.1 御堂筋沿道建築物まちなみ誘導制度(淀屋橋～中央大通) 建築美観誘導制度(御堂筋(大阪駅前～淀屋橋、中央大通～難波)) H7.6 建築美観誘導制度(四ツ橋筋、土佐堀通) H9.4 大規模建築物事前協議に景観協議を追加
	H11.12 「大阪市景観形成基本計画」改定	H10.9 大阪市都市景観条例(H11.1 施行) H12.6 都心中央部景観形成地域の指定 H13.6 大川・中之島景観形成地域の指定 H14.6 道頓堀川景観形成地域の指定	H11 夜間整備指針の作成、「まちの明かりを考える」パンフレット作成、配布
	H17.9 「景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について(提言)」(大阪市都市景観委員会)	H15.4 指定景観形成物(中央公会堂、通天閣等12件) H16.10 指定景観形成物(淀屋橋、毛馬桜宮公園等10件) H17.6 景観法の全面施行 H17.6 大阪都市計画・美観地区の廃止 H18.2 大阪市景観計画策定(H18.4 施行) H18.3 大阪市都市景観条例の改正(H18.4 施行) H18.10 景観計画に基づく大規模建築物等の協議・届出 H19.3 大阪市景観形成推進計画策定	
	H28.3 「大阪市における今後の景観施策のあり方について(答申)」(大阪市都市景観委員会)	H22.3 大阪市景観形成推進計画改定 H22.3 各区の都市景観資源の登録開始	H26.1 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導(淀屋橋～長堀通)
	H31.3 「眺望景観のありかたについて(提言)」(大阪市都市景観委員会) H31.3 「夜間景観のありかたについて(提言)」(大阪市都市景観委員会)	H29.3 大阪市景観計画の変更 H29.3 大阪市都市景観条例の改正	

3 景観計画の位置付け

本計画は、景観法第8条に基づき策定する法定計画であり、また、「大阪都市魅力創造戦略2020」、「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「新・大阪市緑の基本計画」、「大阪光のまちづくりアクションプラン2020構想」などの関連計画との整合を図りながら、法定事項のみならず、大阪市都市景観条例などに基づく景観形成に資する総合的な取り組みについても定めています。

また、都市景観条例及び景観計画に基づく協議、届出の手続き等の解説を記載し、景観計画を補完する位置付けとして、大阪市景観読本を作成しています。

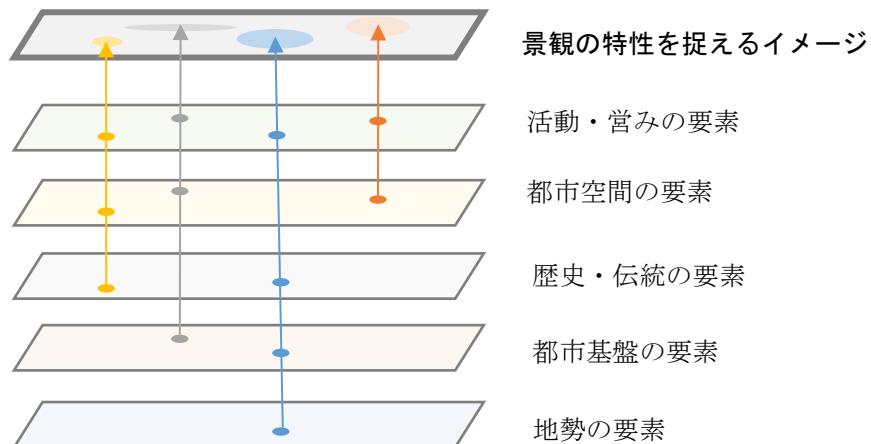


第2章 景観の現況と特性

1 要素ごとの景観の特徴

(1) 景観の現況と特性を捉える要素

大阪市の景観の現況と特性を、「地勢の要素」「都市基盤の要素」「歴史・伝統の要素」「都市空間の要素」「活動・営みの要素」の5つの要素から捉え、それぞれの特徴を挙げます。



特性を捉える要素と視点

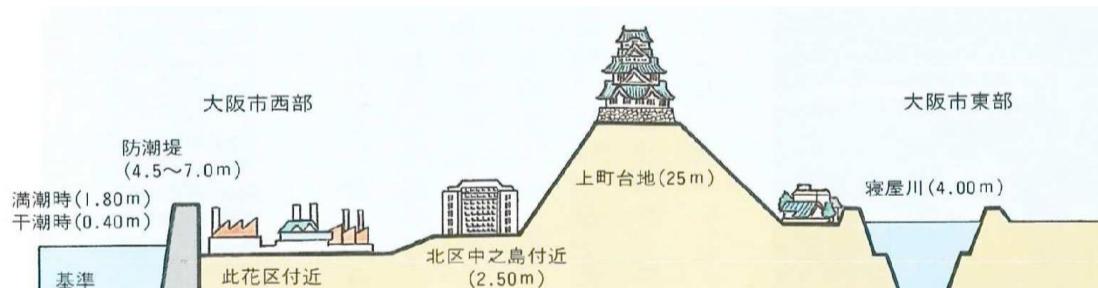
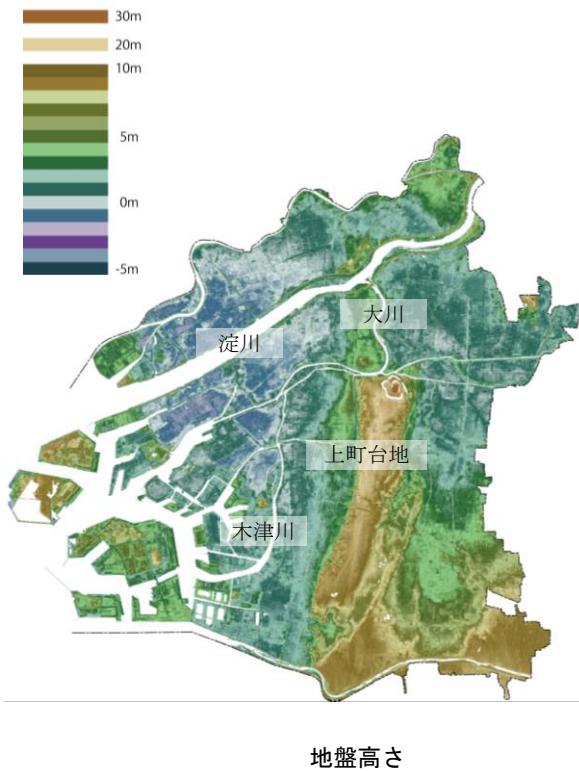
地勢の要素	<ul style="list-style-type: none"> 地盤高さと水面の分布から、台地などの高低差や河川など、景観の基礎となっている地勢の要素を把握します。 				
都市基盤の要素	<ul style="list-style-type: none"> 市街地形成の歴史的背景や履歴等からみて、景観上影響が大きいと考えられる基盤及び埋立により形成された土地等による、面的な要素のまとまりを把握します。 				
歴史・伝統の要素	<ul style="list-style-type: none"> 文化財（建造物）、寺社及び旧街道筋等の位置やそれらの周辺のまちなみの特徴などから、景観における歴史・伝統の要素を把握します。 				
都市空間の要素	面的な空間要素	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用、実容積率、敷地規模等から、景観における面的な要素のまとまりを把握します。 また建物の主用途、階数、構造等の分布により、都心部の中でも特性が異なるまとまりについて把握します。 			
	軸的な空間要素	<ul style="list-style-type: none"> 河川、海岸線や幹線道路などの、都市空間における連続する軸的な景観要素の分布を把握します。 また、幹線道路沿道の建物高さの状況により、街路景観が形成されている範囲を把握します。 			
	拠点的な空間要素	<ul style="list-style-type: none"> 風致地区等のみどりの拠点、観光地等のにぎわいの拠点、都市開発が進む地区や主要鉄道駅の位置から、都市空間における拠点的な景観要素の分布を把握します。 			
活動・営みの要素	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的な祭事、まちづくりの取り組みや市民アンケート等から、人が集まる拠点や取り組みに着目し、景観における活動・営みの要素を把握します。 				
関連計画等から捉える景観	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪都市魅力創造戦略 2020」、「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「新・大阪市緑の基本計画」、「大阪光のまちづくりアクションプラン 2020 構想」など、景観形成の関連分野の計画を整理することで、今後、形成され得る景観を捉えます。 				

(2) 各要素の特徴

1) 地勢の要素

○地盤高さと水面

- ・高低差のある上町台地では、坂や低地を見下ろす眺望点などにおいて、地形による3次元的な視点場、視対象の関係が形成されています。平坦な市街地の中にあって、高低差による立体的で変化のある景観が特徴です。
- ・淀川、大川や木津川などの河川は市街地を横断し、景観の広がりを分断するエッジとなるだけでなく、都心部では軸的な景観要素として認識されます。さらに連続するオープンスペースが市街地を区切るエッジとなり、また水面が景観にうるおいを与えてています。
- ・本市の海岸線は埋め立てにより形成されてきた入り組んだ地形をしており、水面を挟んで対岸のまちなみが望めるなど、景観に奥行きを与えてています。



【出典：大阪市 100 年のあゆみ】

2) 都市基盤の要素

○市街地景観の変遷

古代の大坂と難波宮

古代の大坂は、大阪湾につながった河内湖が現在の大阪平野から生駒山麓まで広がり、上町台地が半島のように突き出していたところでした。

また大阪は海に面し、背後に奈良をはじめ近畿地方の諸地域を控えていた要衝の地であり、「難波津（なにわづ）」と呼ばれた国際港が設けられていました。4世紀の後半から遣新羅使や遣隋使・遣唐使などを通し、朝鮮半島や中国大陸などとの交流が盛んに行われるにつれ、海外の文化・技術・情報などを受け入れる我が国の国際交流の窓口として重要な役割を担ってきました。7世紀に難波津に近い場所に「難波宮」が造営されてからは、約150年に渡り大阪は我が国の政治・文化の中心地であつただけでなく、渡来人たちも居住する国際都市でもありました。こうしたことから、古代から文明が発達していた上町台地上には現在でも歴史的な景観資源が数多く残されています。

蓮如による石山本願寺寺内町の形成

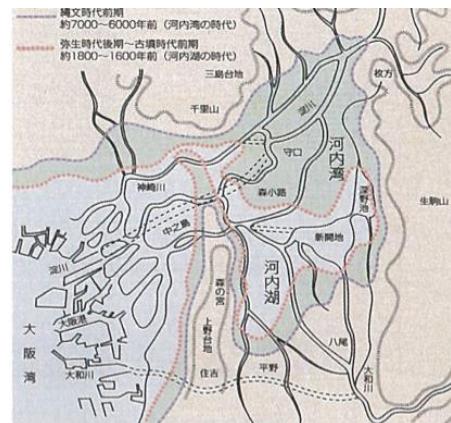
1496（明応5）年には、現在の大坂城が位置する上町台地の北端に、浄土真宗の僧蓮如により、石山本願寺（当初石山御坊）が建立されたといわれています。この境内では商人等が住まう「寺内町」が形成され、「大坂」というまちが誕生しました。しかしその後、本願寺が織田信長と争い、1580（天正8）年8月に大阪を明けわたして去ると、寺内町も消失しました。

大坂城の築城と城を中心としたまちづくり

近代都市大阪の母体となる“まちづくり”は、石山本願寺跡での豊臣秀吉による大坂城の築城と、武家屋敷、寺町、町人町等で構成する壮大な城下町の建設が始まりです。

信長のあとをついで国内統一を進めていた秀吉は、1583（天正11）年に大坂城の築城にとりかかりました。もとの寺内町は全体が城に改造され、その外側に新しい城下町が建設されました。武家屋敷は城の南と西に、寺町は大川北岸の天満と城の南側の上町及び谷町に、町人町は東横堀川西の船場及び天満に計画的に定められました。

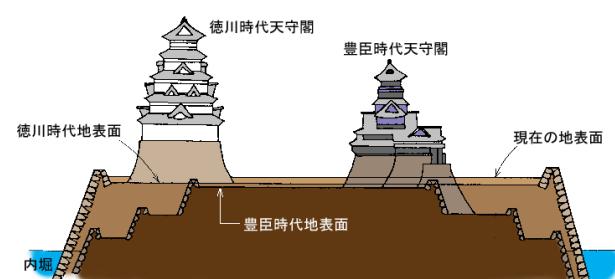
大坂城や城下町は1615（元和元）年の大阪夏の陣で焼け落ちましたが、その後徳川幕府によって、再建され、大坂城は城下町のシンボルとして親しまれました。



古代大阪の海岸線
【出典：梶山太郎・市原実著
『大阪平野のおいたち』】



石山本願寺門前町繁昌之図



各年代の大坂城の断面
【出典：大阪市立図書館ホームページ】

櫓屋敷とヴィスタ

高麗橋通の東の先は豊臣時代の天守、平野町通の東の先は徳川時代の天守の位置にあたり、これらの街路からは両側にそびえ建つ櫓屋敷の間を通して天守を望むという構図が得られ、同時に天守からは櫓屋敷に挟まれたこれらの街路の見渡しが得られていたと考えられます。城下町の都心景観の演出として櫓屋敷は三階建禁止令や軒下制限下でも建てられ維持されました。

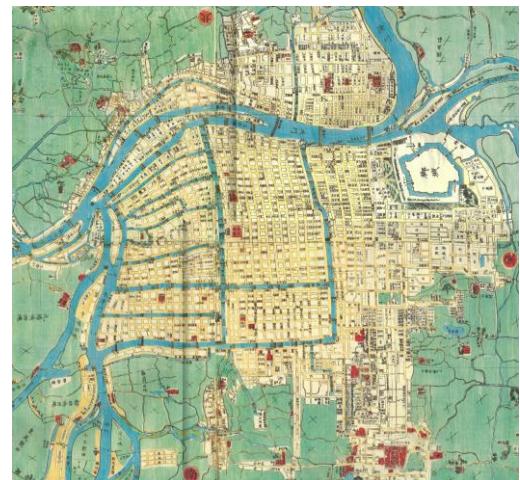


大坂城下町復元図における櫓屋敷と
ヴィスタ
(宮本雅明、櫓屋
敷考(下)ーその
意味と機能
ー、日本建築學
会計画系論文報
告集)

碁盤目状の市街地基盤と“水都”的形成

これらの市街地の造成には、東横堀川、天満堀川、西横堀川、阿波堀川を開削した際に出た土砂が用いられました。道路に囲まれた街区の大きさは、東横堀と西横堀の間では、ほぼ 42~3 間（約 78m）の正方形が標準で、道路の幅は、大坂城に向かう東西方向の道路が主軸で 4 間 5 分（約 8m）に、南北方向の道路は 3 間 3 分（約 6m）に定められていました。この街割りは現在においても継承されており、まさに都心中央部の基盤形成の起源といえます。

豊臣時代にその姿を整えた大坂の城下町は、1615（元和元）年夏の陣で市街地建物はすべて焼失し、堀川・道路等の公共基盤だけが残されましたが、その後に大坂城主となった松平忠明による積極的な“まちづくり”により、戦災地が復旧されました。1615（元和元）年に工事途中の道頓堀川を開削し市街地を南に拡張し、これ以降も、低湿地であった西横堀以西に堀川を開削、その土砂で盛土する宅地造成に着手するとともに、市中に散在していた大小の寺院や墓地を市街の外側に集中移転させ寺町を形成するなど、忠明が手がけてから 10 数年間にほぼ市街は整理され、いわゆる「水の都」としての現在における大阪の基盤が作られました。



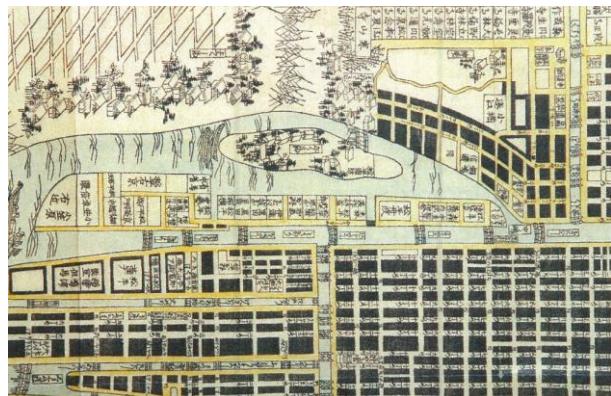
江戸時代の大坂の街割【出典：国宝大阪全図】

天下の台所 - 大坂三郷と蔵屋敷のまち中之島の形成 -

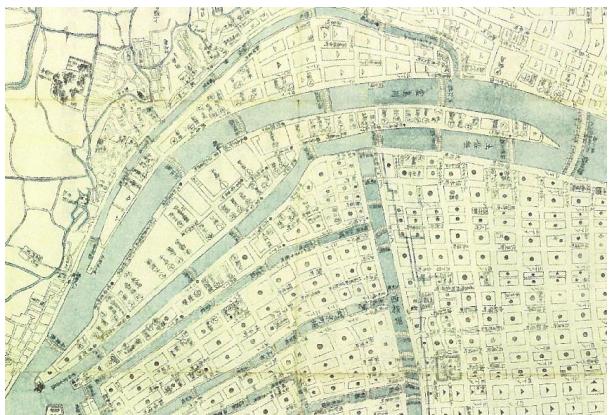
江戸時代の大坂は、大坂城や武家屋敷地、中之島などの他は、北組（大川以南本町筋まで）、南組（本町筋以南）、天満組（大川以北）の三郷の自治組織に分けられ、「大坂三郷」と呼ばれる町人町でした。

忠明はわずか4年弱の在任中に、城下町の基盤を築くとともに、中之島及びその周辺に蔵屋敷を誘致する先鞭をつけました。忠明の移封後、大坂は城代が支配する幕府直轄地となり、中之島には蔵屋敷の建設が相次ぎました。1655（明暦元）年には中之島を中心に66邸が確認され、蔵屋敷の町として生まれ変わりました。1657（明暦3）年「新板大坂之図」を見ると、中之島から堂島に架かる橋はありませんが、1806（文化3）年の「増脩改正摂州大阪地図」では、堂島川に大江橋、渡辺橋などの5橋が確認できます。

天保期（1830～1844）の記録では、中之島及びその周辺に90もの藩が蔵屋敷を置いていました。その後1871（明治4）年に蔵屋敷は廃止されました。現在の中之島の大規模な区画割にその名残が残されており、当時は蔵屋敷があることによる舟入や堀、小さな橋が並ぶ独特の景観が形成されていました。



「新板大坂之図」1657（明暦3）年
大阪市立中央図書館蔵



「増脩改正摂州大阪地図」1806（文化3）年
大阪教育大学付属図書館蔵



大坂北中ノ島蔵屋敷の図

町人町としての都心中央部の発展と遊興地としての都心南部の発展

船場を中心とする都心中央部では、17世紀の終わりごろから18世紀にかけて、まちの発展に伴い商業も活性化し、生活が豊かになった大坂の町人の間では、より生活を楽しむという意識が強くなり、学問や娯楽文化が盛り上りました。船場では、適塾を筆頭に、現在においても当時の文化が伺える歴史的資源が点在しています。

一方、道頓堀では1616（元和2）年以降、芝居小屋が立地しはじめ、歌舞伎、淨瑠璃、舞、説経、からくりなど様々な芝居が催される芝居町が形成されました。中でも竹本座（後に浪花座）、中座、角座、朝日座、弁天座は道頓堀5座として後世まで名を残すこととなりました。道頓堀芝居町の南側に新たに開かれた難波新地には料理屋が軒を連ね、相撲興行をはじめ見せ物興行が盛んでありました。多くの劇場と芝居茶屋が立ち並ぶ道頓堀の南側一帯は芝居・興行の中心地として盛り場の歴史を歩みはじめました。

一方、江戸時代は刑場や墓地であった千日前は、1877（明治10）年頃には新興の盛り場となり、道頓堀とともに、「ミナミ」の歓楽地帯を形成するようになりました。ミナミでは、現在でも関西有数の繁華街として、活気あるにぎわいの景観が形成されています。

明治維新後の都市の近代化

1869（明治2）年に大坂三郷が廃止され、東・西・南・北の4大組が置かれ、その後数度の再編成を経て、1889（明治22）年に大阪市が誕生し、同4区を継承しました。人口は明治維新前後に26万人まで減少していましたが、市政発足時は47万人、1897（明治30）年代後半に入ると100万人を超えて、市街地が無秩序に拡大し、様々な都市問題がクローズアップされるようになります。

1919（大正8）年には、都市計画法や市街地建築物法などが公布され、計画的に都市建設を進める法制度の充実が図られたことを受け、御堂筋などの都市計画道路整備や建築線制度を活用した道路拡張など、都心部の高機能化が進められました。

また、都心部の整備と並行し、市域拡張に合せて新たに編入する区域で行われた組合土地区画整理事業など、都市基盤整備が着々と進められました。このような民間の事業等により、現在の周辺市街地部における整然としたまちなみが整備されました。



「浪花百景」道頓堀角芝居

御堂筋沿道の市街地形成

1923（大正 12）年に「都市大改造計画」のメイン事業として「御堂筋の拡幅」が位置づけられました。拡幅工事は、当時の常識から言えばありえないほどの大事業で、拡幅以前の御堂筋は、道幅 6 メートル、北の淡路町から南の長堀まで約 1.3 キロメートルの狭く短い道でした。その御堂筋を幅 44 メートル、南北に延びる約 4 キロメートルの道にするという関市長の構想は当時の常識では考えられないものでした。工事にかかる莫大な費用、地下鉄工事と同時に進行というこれまでに例のない工事といった困難を乗り越え、御堂筋は 1937（昭和 12）年 5 月 11 日に開通の日を迎えるました。

整備においては、歩道、車道、緩行車線、緑地帯と整然と区画され、歩道と緑地帯には銀杏が植えられました。街路照明は歩道と車道のものが千鳥状になるように設置され、また電線は地下に埋設されるなど、景観に対する配慮がなされています。

御堂筋は大阪を代表する美しい街路であり、近代大阪の都市景観としてその重要性は極めて大きなものです。銀杏並木は御堂筋を象徴するものであり、大阪市民のみならず大阪を訪れる内外の人々に広く親しまれており、近代都市大阪を象徴する歴史的景観として貴重です。

1920（大正 9）年の市街地建築物法施行後、御堂筋をはじめとする商業地域は全国一律に百尺（31m）の高さ制限がかけられることとなりました。この高さ制限に基づき百尺の建物が並ぶまちなみが形成されました。また、1934（昭和 9）年には美観地区の指定も行い、近代的な都市景観の創造を目指しました。

1969（昭和 44）年の建築基準法改正により容積率が指定され、同時に百尺制限は廃止されましたが、御堂筋沿道の淀屋橋から本町間については既に統一的な景観が形成されており、その継承が望まれたことから、景観に配慮した行政指導を継続しました。

「大阪」時代の発展

20世紀に入って、人口の集中化が進み、住宅不足などの問題も大きくなりました。そこで本市は、都心周辺部と周辺市街地部の開発を計画的に進めるため、1925（大正 14）年に周辺の町村と合併しました。その結果、人口・面積で日本一となり、名実共に全国第一の都市「大阪」として名を馳せることとなりました。商工業も日本一の発展を見せ、周辺市街地部には工業地帯が乱立する一方、都心中央部では、実業家等により業務系建築が多数建てられました。



完成当時(1937(昭和 12) 年)の御堂筋



御堂筋ビル群

【出典：御堂筋デザインガイドライン】

これらは、現在、近代建築として市民に親しまれ、「商都」の誇りを今に伝えています。

景観形成の取り組みとしては、1934（昭和9）年、大阪城、大阪駅前、御堂筋、中之島等において市街地建築物法による美観地区を指定しました。

大阪駅前のまちづくり

大阪駅は、現在でこそ都心となっていますが、1874（明治7）年の駅開業当時は周辺に田園が広がっていました。その後、駅前の一帯は、戦前における公共団体施行の土地区画整理事業として、約5haの地域において、1935（昭和10）年に、旧都市計画法第13条の規定により内務大臣の施行命令を受けて事業が開始され、1940（昭和15）年には事業を完了しました。闇市が広がっていた大阪駅前はこの大規模な面的整備事業により、玄関口として、現在の落ち着いた景観を形成するに至りました。

戦後のまちづくり - 戦災復興に伴う基盤整備と車社会への対応、都心の高度利用化 -

戦後の本市の復興にあたっては、土地区画整理事業を中心にまちづくりが進められてきました。これにより戦災被害の大きかった都心周辺部では、公園等の都市施設を充足しながら現在のまちなみを形成していきます。

高度経済成長期には、自動車交通の激増や市周辺部の急速な市街化が進んだため、都心中央部から都心周辺部の高架道路整備、交差点の立体交差化、周辺市街地部の幹線道路整備や緑化の推進などの新たなまちづくりが行われました。これにより、都心中央部ではスケール感のある立体的な都市景観が形成されました。

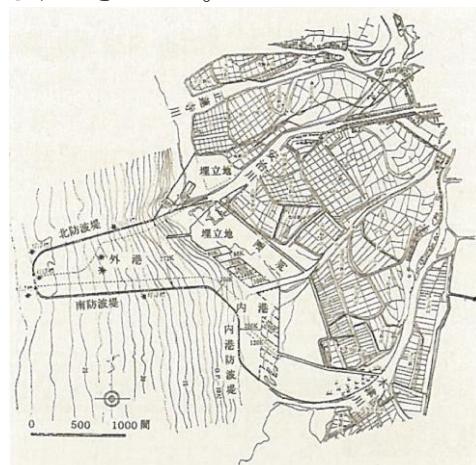
また、1961（昭和36）年には新大阪駅周辺において、同駅と都心中央部を連絡する幹線道路等の整備及びその周辺地域の土地利用の増進を目的として、新大阪駅周辺土地区画整理事業が行われるなど、新幹線を始めとする技術の進展に合わせ大阪のまちも変化してきました。

さらに、1970（昭和45）年の日本万国博覧会の開催以降は、従来から行ってきた諸施策の内容の一層の高度化を図るとともに、新たな施策を加え、新時代への“まちづくり”をめざした多様な施策展開により、活動的な現在の大坂が形作られてきました。

○臨海部の市街地形成の経緯

在来臨海部の形成と貿易港としての発展

埋立により市域の大部分を築いてきた大阪ですが、現在の臨海部は明治中期以降に形成されたものです。大洪水を契機とし、川幅550～800mに及ぶ新淀川の開削事業が行われました。これにより、旧淀川（現在の大川～安治川）からの土砂堆積の心配がなくなり、従来までの川口港に代わり、安治川と木津川の河口に新たに港を建設する



大阪市築港計画図（1896（明治29）年時点）

【出典：おおさかのまちづくり】

築港事業が 1897（明治 30）年から進められました。この大事業により、大阪は近代港をもつ国際都市としてさらなる発展を遂げました。

また、第二次世界大戦での被害が極めて大きかった大阪港ですが、1947（昭和 22）年からの大阪港復興計画によりみごとに復興を遂げ、工業を中心とした多数の産業が集積しました。

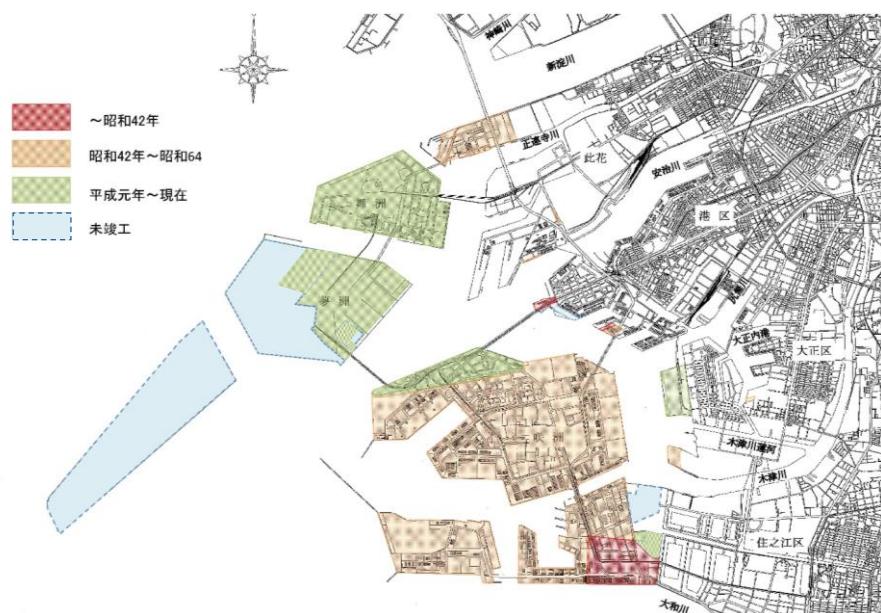
さらに、1950（昭和 25）年のジェーン台風や 1961（昭和 36）年の第 2 室戸台風の教訓を踏まえ、防潮堤の造成や盛土による総合的な高潮対策が進められました。これにより、大規模な浸水被害はなくなり、現在の在来臨港部の基盤が作られました。

新臨海部の形成と大阪港の多機能化による港湾景観の形成

1958（昭和 33）年からの咲洲の埋立を皮切りに、臨海工業用地として新臨海部（北港・南港）の開発が進められました。1967（昭和 42）年以降は、主目的を国外との貿易にシフトするなど、ニーズや社会情勢に応じ、段階的に臨海部の整備・利用がなされてきました。

さらに、大阪港は、その利便性を向上させるべく、フェリーターミナル・コンテナターミナルや、鉄道・道路・橋梁といった港湾施設や基盤施設にとどまらず、レクリエーション施設や国際交流施設、ニュータウンなど利用を多岐に広げてきました。

この様な経緯により、大阪の臨海部では、現在の入り組んだ海岸線が形成され、対岸の建物が見渡せるなど、大阪港ならではの景観が形成されるとともに、長大橋やガントリークレーン、大型クルーズ船の入港風景のほか、大阪港に沈む夕陽など、多様な表情を持つ海辺のまちなみが生み出されました。



大阪港年代別竣工認可位置図

3) 歴史・伝統の要素

- 文化財（建造物）及び名勝・史跡公園等は市域全域に分布していますが、特に船場や夕陽丘、住吉大社周辺に集積しています。
- 寺社については、市域全域に分布していますが、特に夕陽丘に集積が見られます。
- 旧街道沿いの近世以前に起源のある市街地には寺社をはじめ伝統的な建物も多く立地し、平野郷など、歴史性を感じさせる景観が形成されています。
- 船場を中心とした都心中央部においては、多くの文化財や近代建築が分布し、高層ビルのまちなみの中でアクセントとなり、景観に深みを与えてています。

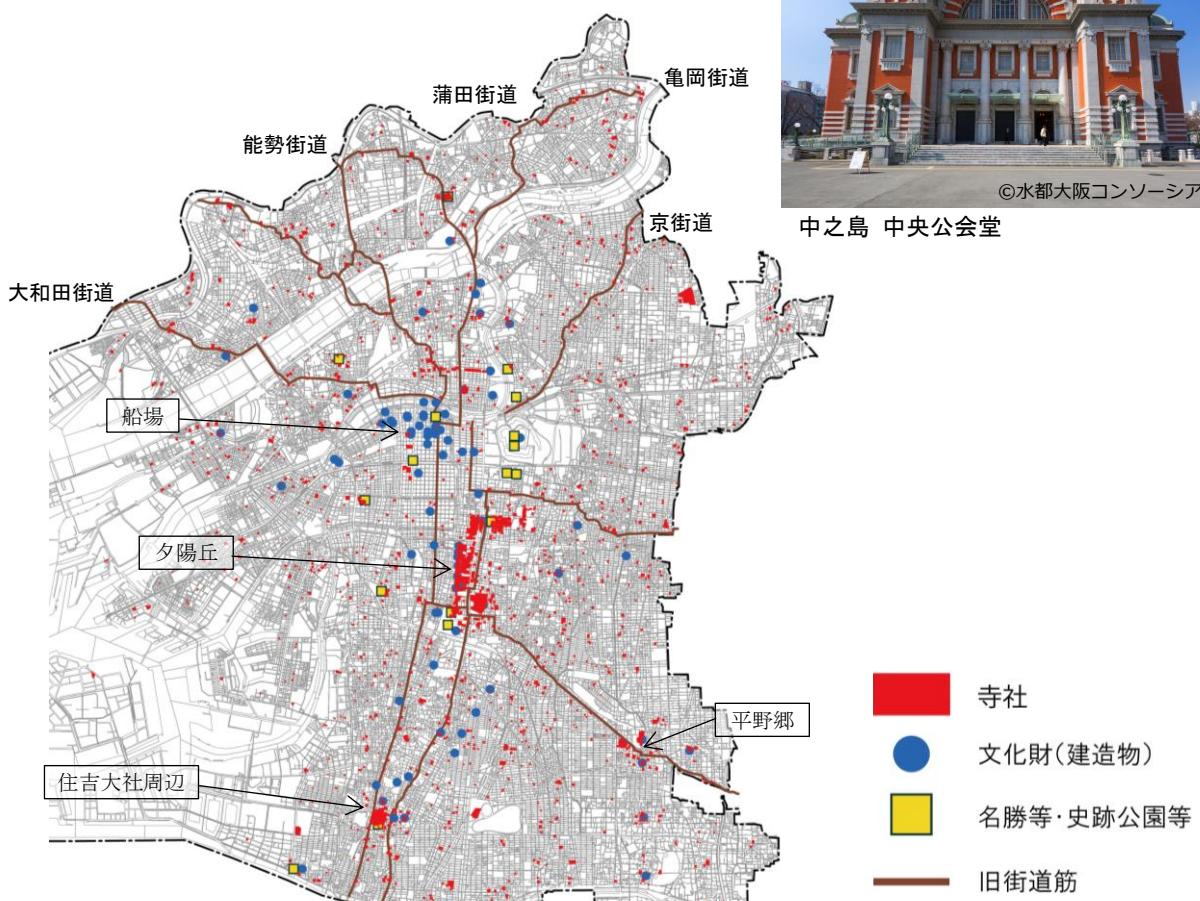


大阪俱楽部



夕陽丘付近の社寺群

歴史的・文化的資源と旧街道筋



4) 都市空間の要素

①面的な空間要素

- ・本市では、都心部に業務・商業系用途、臨海部に工業系用途が集中しており、周縁部は概ね住居系用途となっています。
- ・さらに都心部は業務系用途が卓越する都心中央部のエリアと、大阪駅周辺、道頓堀周辺などの商業系用途が卓越するエリアに分けられ、これらのエリアでは実容積率が高くなっています。一方、臨海部については、大規模な敷地の分布と低い建物容積が特徴として見られます。
- ・都心部、臨海部、一般市街地で基本的な土地利用の構成が異なるため、景観の特性も大きく異なっています。
- ・都心部では高密度の建築物群による景観が、臨海部では大規模な建築物や構造物による大スケールな景観が、一般市街地ではヒューマンスケールの景観が大きな特性です。
- ・さらに都心部では業務系用途が多いエリアと、商業系用途が多いエリアではまちなみの特徴は異なっています。



都心部（四つ橋筋沿道）



臨海部（南港付近）

②軸的な空間要素

○河川

- ・河川は、沿川に建築物等が連続することで“かわなみ”を形成するとともに、船舶の運航により河川自体が線状に移動する視点場となり連續性に富んだ景観を提供するなど、景観上骨格的な役割を担っています。
- ・淀川、大和川、神崎川は、広幅員で自然堤防（土堤）と高水敷を有する河川であることから、パノラマ景観が広がっています。
- ・大川（※）、堂島川（※）、土佐堀川は、広幅員で自然に蛇行する河川であり、都心近郊の市街地内にあって連続するオープンスペースとして軸的な景観要素となっています。
- ・道頓堀川、東横堀川は、中小規模で直線的な人工河川であり、都心部に位置することから、沿川の建物が高密度に立地しています。



淀川



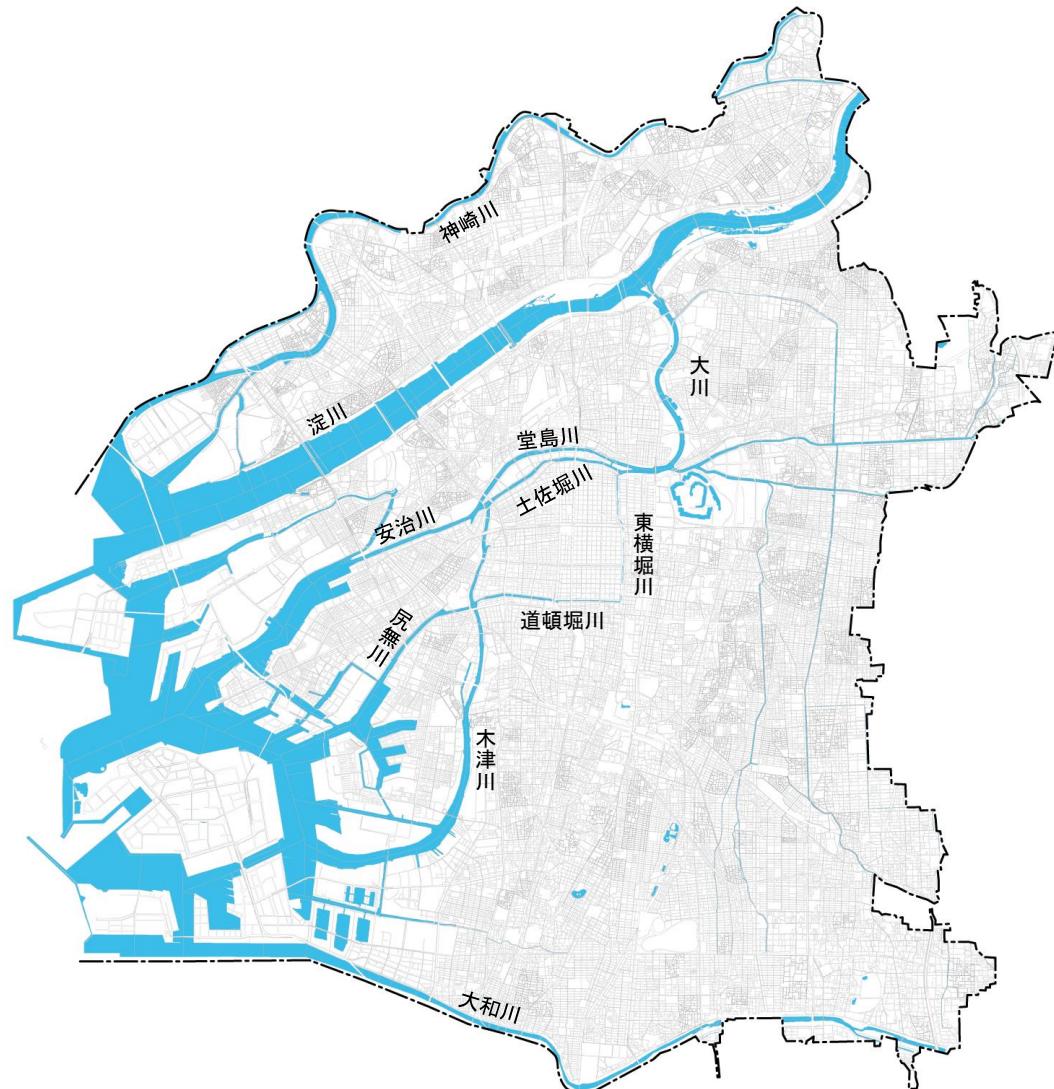
大川

・安治川、尻無川、木津川は、臨海部付近は護岸が高くなり、パブリックアクセスが低い状況になりますが、一部区間には親水性の高い空間を有するスーパー堤防が整備されています。また沿川の建物は工場や倉庫の割合が高い状況にあります。

(※) 大川、堂島川の正式名称は旧淀川ですが、本景観計画においては、以下「大川」「堂島川」と称します。



木津川



○幹線道路

- 一般的に、幹線道路沿道では人通りが多いことから、代表的な線状の視点場としての役割を担うとともに、接道する建築物の配置に指向性を生み、ファサードが連続する、広告物が敷地際等に並ぶ、街路樹が連続するなど、列状にまとまりのある景観が形成されています。
- 本市においては、特に都心部の幹線道路沿道において、比較的高層の建築物が連続し、整ったまちなみが形成されており、景観上の骨格となっています。一方、一般市街地では、幹線道路沿道においても低層の建築物が多く、その景観に連続感や統一感は感じられません。



御堂筋



なにわ筋

③拠点的な空間要素

○みどりの拠点

- 大川、夕陽丘、大阪城公園等の風致地区では、豊かな樹木や自然環境が保全されており、建物と緑が調和した特徴的な界隈景観を形成しています。また、住吉大社周辺や帝塚山周辺では、緑と調和した住宅地が形成されています。
- 中之島公園、鞠公園、大阪城公園などの都市公園は、市街地が連担する本市において、うるおいのあるオープンスペースを提供するとともに、視点場となり得る貴重な空間です。
- ベイエリアを見渡せる新夕陽丘や舞洲緑地では、特に豊かな緑が見られ、ゆとりある空間を形成しています。
- 都市公園や臨港緑地などは拠点的なみどりとして、周囲の景観にゆとりとうるおいを与えてています。



夕陽丘



大阪城公園



中之島公園

○にぎわいの拠点

- ・大規模な小売店舗は大阪駅周辺、難波駅周辺、天王寺・大阪阿部野橋駅周辺に多く見られ、商店街については、駅等の周辺に多く分布しています。
- ・市内に点在する観光地のうち、海遊館などは、集客拠点として周囲へにぎわいを波及させることで、地区一体で観光地としての雰囲気が感じられます。
- ・道頓堀、新世界などは、観光地と繁華街の両方の側面が見られ、その他、南堀江、中崎町など界隈性のある面白いまちなみも見られます。
- ・主な観光地、繁華街となっている地区や商業集積のある地区では、多くの人々でにぎわう界隈景観が形成されています。



グランフロント大阪



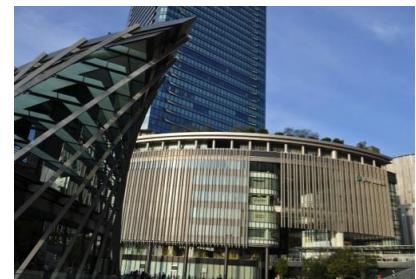
とんぼりリバーウォーク



海遊館

○都市開発

- ・大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満駅周辺地域、難波・湊町地域、阿倍野地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定されており、中でも大阪駅周辺、中之島西部、御堂筋周辺、大阪コスモスクエア駅周辺地域は特定都市再生緊急整備地域となっており、機能の集積等が図られています。
- ・今後、まとまった規模の都市開発が進む地区では、拠点的な市街地が一体的に整備されるため、計画的な景観誘導を図る必要があります。



大阪駅周辺



大阪ビジネスパーク

○主要鉄道駅

- ・市内でも特に乗降客数が多い主要鉄道駅は、交通の結節点であるとともに、多数の市民や来街者が行き来する、にぎわいの拠点となっています。
- ・また、その利便性から周囲の土地は、高度化が進んでいます。
- ・主要鉄道駅及びその周辺は、都市の玄関口であり多くの人の目に触れることから、計画的な景観誘導の必要性が高いエリアです。



大阪駅



難波駅

5) 活動・営みの要素

○四季折々の風物詩

- 伝統的な祭事は主要な社寺等により執り行われており、これらの周辺では、一時的にぎわいを生むだけでなく、景観に意味性を付加しています。
- 現代のイベントは都心部の中之島から天満橋間、御堂筋付近で多く実施されており、人通りの多い地区に、さらなるぎわいや活気が付加されています。



天神祭



住吉祭

○まちづくりの取り組み

- 心斎橋筋や宗右衛門町では、景観形成に係わる地域主導のまちづくりが行われ、景観協定や地区計画が定められています。
- 平野郷、住吉大社周辺、田辺、上町台地などHOPEゾーン事業を活用した建物等の修景等により、伝統的なまちなみが残されている地域があります。
- 船場では、観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業等により、一部の道路において道路の美装化や電線地中化が進められています。
- グランフロント大阪TMOや大阪ビジネスパーク協議会など、都心部を中心に地権者、テナントや居住者等による地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動が見られます。
- このように、まちづくりの取り組みのある地区では、それぞれの地域の特性に応じた地域主導の景観形成が進められています。



心斎橋筋商店街



平野郷 (HOPE ゾーン)



船場

○水辺の魅力向上

- ・都心部にロの字に流れる川（堂島川、土佐堀川、木津川、道頓堀川、東横堀川）からなる水の回廊では、年間を通じて、食、イベント、景観等を楽しむため、府民・市民・観光客でにぎわっています。また、中之島、大阪城公園、道頓堀など大阪を代表する観光スポットをクルーズ船で巡ることができるなど、「水都大阪」をめざした、ハード・ソフトの整備が進められています。
- ・その他、近年では安治川や尻無川沿川において大正リバービレッジや中之島ゲートパーク海の駅など、新たな集客拠点ができてきています。
- ・水辺での様々な取り組みにより水都大阪を象徴する水辺景観の形成が進められています。



アクアライナー



川の駅はちけんや

○光景観の創出

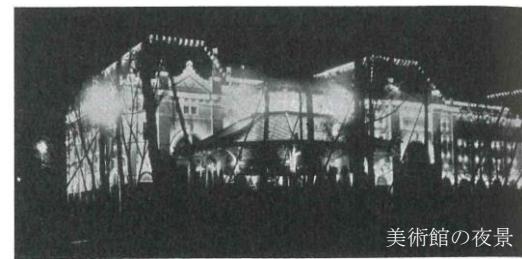
【成り立ち】

・大阪市では、1887（明治20）年に大阪電灯株式会社が設立され、劇場や料亭などを対象に道頓堀をはじめとする南地で最初の電気供給が行われ、その後の普及により「夜景」が誕生しました。その後、1903（明治36）年に開催された第5回内国勧業博覧会で、「日本最初のイルミネーション」が実施されました。



正面夜景

・1926（大正15）年に開催された電気大博覧会では新しい建築照明（フラッド・ライティング）が取り入れられ、夜間照明は直接光から間接光の時代へと変化していきます。



美術館の夜景

・昭和初期には、まず商店街が率先して防犯やにぎわいのため街路灯や軒下照明をつけ、その後、一般家庭への電気照明や街灯の普及が進みました。また、電飾看板などの専門業者が現れ、ネオンサインが普及しました。



・「京都大阪神戸 明かりの名所」が刊行（照明学会）されると、商業地区

第五回内国勧業博覧会
【出典：水都大阪の実践 光のまちをつくる】



大阪城天守閣

光の名所 【出典：水都大阪の実践 光のまちをつくる】

の夜景、イルミネーションが公共的な価値を有する景観として認知され、御堂筋や中之島に建設されたモダンなビルディングには最新の照明装置が装備され、大阪市内各所に「光の名所」が誕生しました。

・明治から昭和にかけて、他にない夜景を生み出した大阪は日本を先導する「光のまちづくり」の実践の場でした。

（参考）主な夜間景観形成の経緯（明治～昭和初期）

1887（明治20）年	大阪電灯株式会社 設立
1889（明治22）年	電気の供給（道頓堀をはじめとする南地を配電区域とした）
1893（明治26）年	電灯利用者が1万人を突破
1903（明治36）年	第5回内国勧業博覧会 開催（今宮・天王寺界隈）
明治末年～大正初期	新世界ルナパーク、通天閣、千日前楽天地など新しい娯楽施設が開業
1926（大正15）年	電気大博覧会 開催（港区八幡町・天王寺公園）
昭和初期	電飾看板などの専門業者が現れ、ネオンサインが普及
1933（昭和8）年	「京都大阪神戸 明かりの名所」刊行（照明学会）

【現在の取り組み】

- ・光のまちづくり推進委員会により、「水と光の首都大阪」を実現するため、官民協働による光のまちづくりを推進しています。
- ・中之島界隈や水の回廊等では、水の都を象徴するうるおいのある景観が形成されており、大阪光のまちづくり 2020構想に基づき 10 年以上にわたって 14 橋梁のライトアップが完了し、2 km 以上にわたる護岸の景観修景も行われました。これにより魅力的な夜間景観が形成され、水都大阪の様々なイベントが実施されるなど、今後東西軸として臨海部から大阪城公園に至る水辺の夜間景観形成につながつていく土壌ができました。
- ・御堂筋（土佐堀通～長堀通）では、御堂筋デザインガイドラインにより夜間景観の誘導がなされており、夜間においてもメインストリートとしての風格やにぎわいの様相が見られます。
- ・三休橋筋においてガス燈が整備されるなど、民間独自の取り組みがなされており、船場地区での落ちつきのある夜間景観を演出しています。



堂島川（中之島ガーデンブリッジ）



御堂筋



三休橋筋のガス燈

○建築を通した新しい魅力の創造・発信

- ・船場や中之島、キタ、ミナミ等の都心部を中心に、大正時代や昭和初期に建てられたモダンな洋風建築をはじめ、1950年代半ばから1970年代初めのいわゆる高度経済成長期に建てられた建物等、各時代を代表する魅力的な建物が集積しています。
- ・そうした建物に着目した取り組みの一つとして、生きた建築ミュージアム事業を実施しており、「生きた建築」^(※)という新しい定義に基づき、特に新たな都市魅力の創造・発信に資すると認める50件（「生きた建築ミュージアム・大阪セレクション」）の選定や、建物一斉特別公開イベント「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪（イケフェス大阪）」が行われています。
- ・行政と民間企業・大学等が連携してこうした取り組みを行うことで、建築を通した大阪の新しい魅力が創造・発信されています。

^(※) ‘生きた建築’とは、歴史や文化、市民の暮らしぶりといった都市の営みの証として、様々な形で変化・発展しながら、今も生き生きとその魅力を物語る建築のことです。



オーガニックビルの特別公開



生駒ビルディングの特別公開

2 本市の景観特性

(1) 特徴的な景観のテーマ

【特徴的な景観を表す4つのテーマ】

前節で整理した景観特性を捉える要素から見ると、大阪の景観は一般に良好な景観と評価される「整然としたまちなみ」「水や緑が豊かな景観」「歴史や文化を感じられるまちなみ」だけでなく、「繁華街等の界隈的なにぎわい」といった景観も重要な要素となっていることが特徴です。

以上を踏まえると、大阪らしい景観は大都市を象徴する「風格があり、洗練された」景観、「水・緑」が豊かな景観、「歴史・文化」を受け継ぐ景観、多様な「にぎわい・活気」のある景観の4つのテーマから捉えることができ、こうした様々な表情がある景観こそが「大阪らしい景観」といえます。

①風格・洗練

- ・大阪駅、難波駅等の大規模なターミナル周辺や、御堂筋、堺筋等の都心部の主要幹線道路沿道などは、多くの人々の目に触れる機会が多く、大都市の顔となる、風格があり洗練された景観が特徴となっています。

②水・緑

- ・大川、土佐堀川等の河川、臨海部の水辺、中之島公園、靱公園等の大規模な公園、夕陽丘等の風致地区などは、水・緑豊かなうるおいのある景観が特徴となっています。

③歴史・文化

- ・歴史的な資源や大阪ならではの文化資源がある上町台地、船場等のエリアや、伝統的な建物が残る旧街道沿いのまちなみでは、地域の歴史や文化を感じさせる深みのある景観が特徴となっています。

④にぎわい・活気

- ・道頓堀、新世界等の繁華街や大阪城公園、USJ等の観光地の他、市内各所の地域に根差した商店街などでは多くの人が集まり、にぎわいと活気のある景観が特徴となっています。

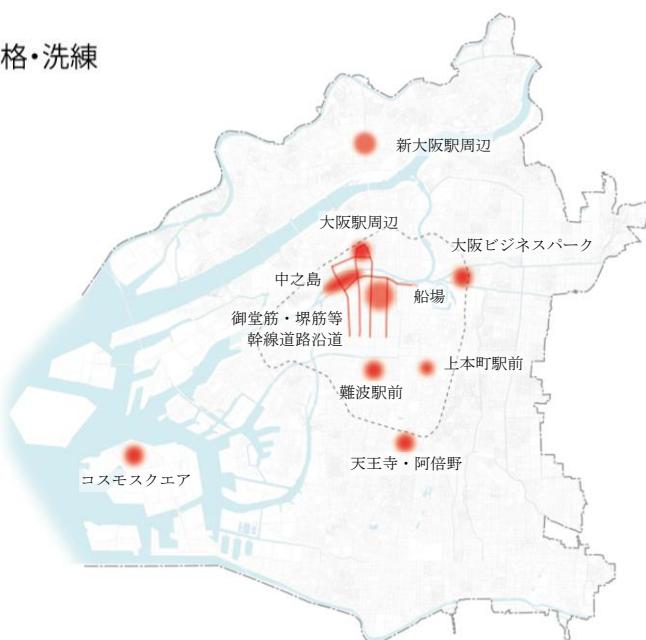
(2) 特徴的な景観を有する主要なエリア

これまでに美観地区、建築美観誘導制度や景観形成地域などの景観施策を展開してきたエリアの他、風致地区や都市再生緊急整備地域における都市計画により誘導を行っているエリア、さらに景観協定や地区計画などを活用して地域主導の景観まちづくりが進められてきたエリアなどにおいて、特徴的な景観が形成されています。その他、大阪を代表する観光地、繁華街や市民アンケートにより明らかとなった市民が好きな風景を有するエリアについても特徴的な景観を有しています。

【特徴的な景観を有するエリアの分布（例）】

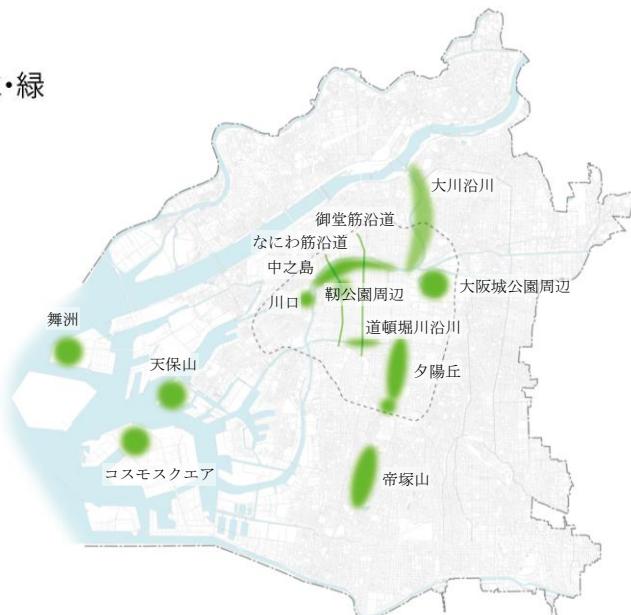
これらの特徴的な景観を有するエリアは、「風格・洗練」、「にぎわい・活気」をテーマとするものは都心部に、「水・緑」、「歴史・文化」をテーマとするものは上町台地に多くが集積するものの、特に「歴史・文化」、「水・緑」、「にぎわい・活気」は市域全域の広い範囲に分布しており、それぞれのエリアにおいて様々なテーマが垣間見える多様な表情をもつ景観が「大阪らしい景観」であると言えます。

風格・洗練



御堂筋沿道

水・緑

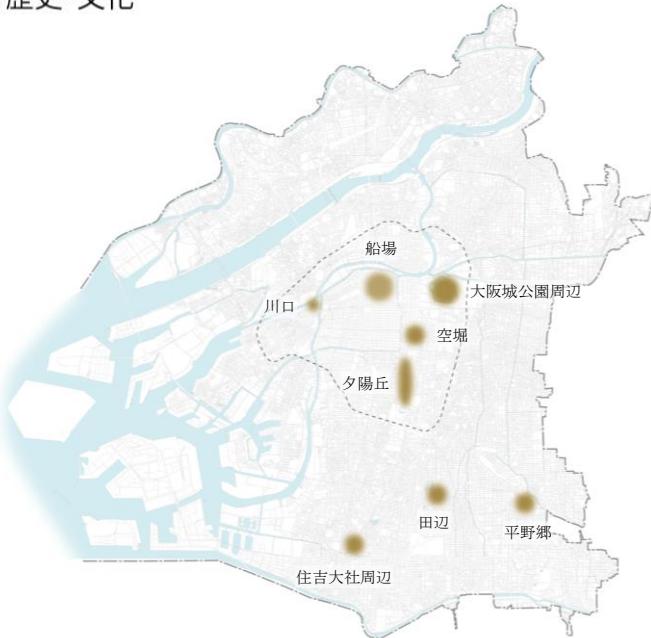


大川沿川



夕陽丘

歴史・文化

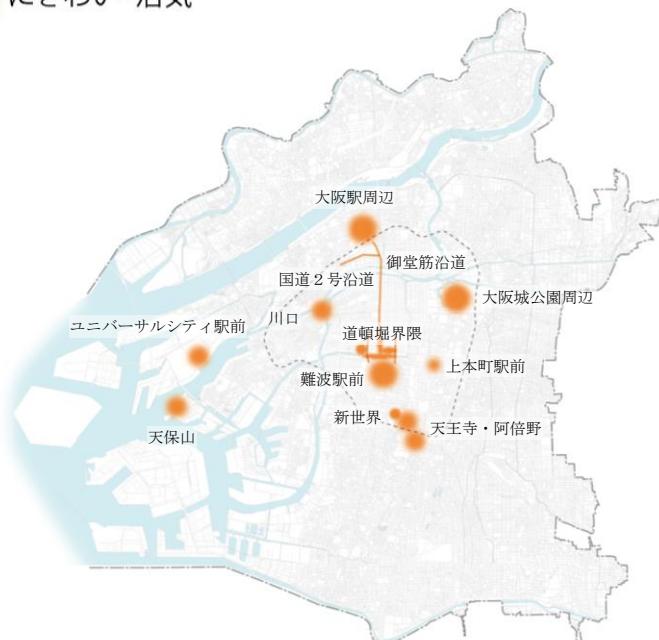


船場



住吉大社周辺

にぎわい・活気



道頓堀川沿川



ユニバーサルシティ駅前

(3) 眺望景観の特性

眺望景観は、特定の視点場（景観を見る地点、展望台など）から特定の視対象（眺められる対象物、山や海など）を眺めたときに見える定型化された景観の捉え方であり、構図的に美しい眺望の保全・整備により、風格のある都市の魅力を高めるものです。

大阪市の眺望景観は、都心部の幹線道路沿道や河川沿川における景観形成の取り組みにより現在の眺望景観が形成されています。

その特徴は、高層ビルからの俯瞰や空間越しに一定の範囲を中・遠景で捉えた「見渡す眺め」、通りを線的に「見通す眺め」、特徴的な建物や橋梁などの単体施設である「ランドマークへの眺め」が典型的です。

①見渡す眺め

- 地形的な高台や高層ビルなどからの広範囲の俯瞰や、水辺（船上含む）や公園などの空間越しに一定の範囲を見渡す眺望景観で、高所の視点場や空間越しの視点場があることが成立要件です。



©(公財)大阪観光局

中之島の眺め



©(公財)大阪観光局

御堂筋の眺め



©(公財)大阪観光局

大阪城天守閣への眺め

②見通す眺め

- 幹線道路や河川などの軸的な空間に沿って市街地を線的に見通す眺望景観で、視線を誘導する線的な空間とそれに面する市街地があることが成立要件です。

③ランドマークへの眺め

- 特徴的な建物や橋梁などの単体施設を視対象とした景観で、一定の距離から象徴的にランドマークを望むことができる視点場があることが成立要件です。

(4) 夜間景観の特性

夜間景観は、光を活用・抑制することにより光でまちを演出し、昼間とは異なる夜景の形成により、風格のある都市の魅力を高めるものです。

大阪市の夜間景観は、全国に先駆けた新しい試みにより誕生し、官民協働による取り組みにより現在の夜間景観が形成されています。

その特徴は、中・遠景で捉えた市街地のあかりを高所から広域に捉える夜景「俯瞰するあかり」、水面に映る夜景「水辺のあかり」、一定の地区や通りの夜景「界隈のあかり」、ランドマークとなる特徴的な建物や橋梁などの単体施設の夜景「個のあかり」が典型的です。

①俯瞰するあかり

- 市街地のあかりを高所から中・遠景で広域に捉える夜間景観であり、高所に視点場があることが成立要件です。



©(公財)大阪観光局

中之島の夜景



©(公財)大阪観光局

中之島（土佐堀川）の夜景

②水辺のあかり

- ・水際での水面に映るあかりとともに捉える夜間景観であり、水際の市街地とそれを望む水辺の視点場があることが成立要件です。



③界隈のあかり

- ・照明により演出された一定の地区や通りにおける夜間景観で、地区や通りにおける演出の取り組みが成立要件です。



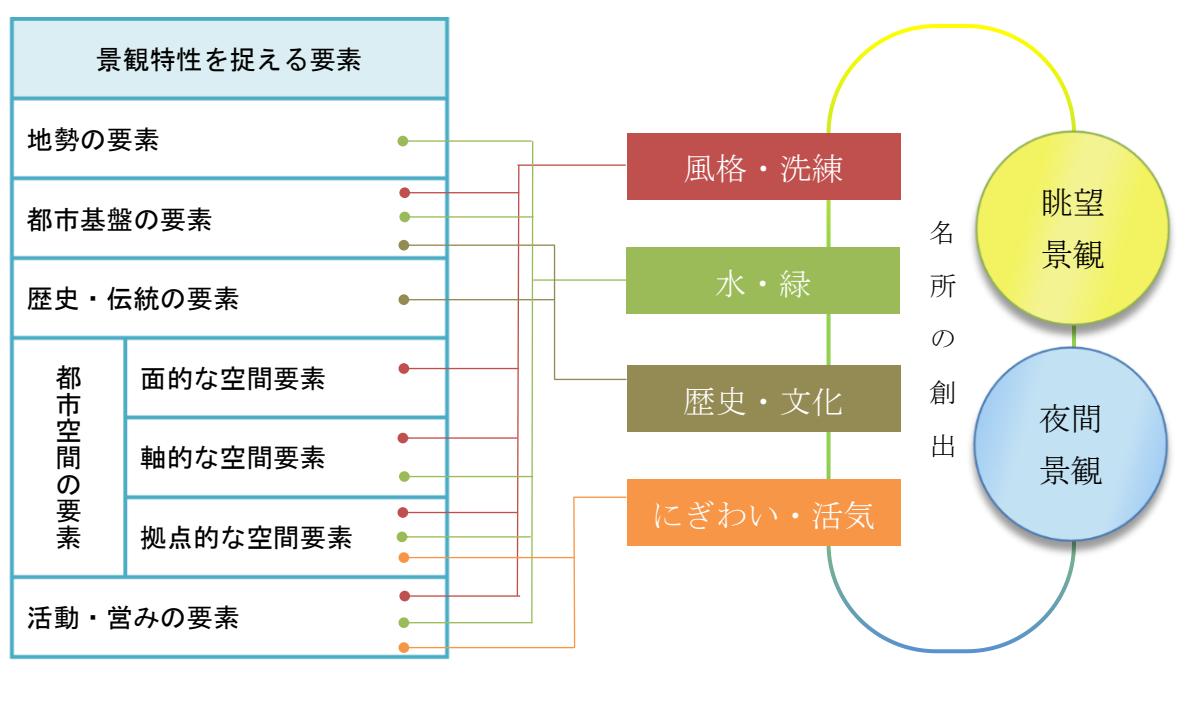
④個のあかり

- ・照明により演出されたランドマークなどの単体施設の夜間景観であり、ランドマークとなる施設での取り組みが成立要件です。



建築物のライトアップ（中之島）

景観特性を捉える要素、特徴的な景観を表す4つのテーマ 及び眺望・夜間景観との関係性



3 景観構造の特性

1節で整理した景観特性を捉える各要素をもとに、市街地空間の大きな特性から見ると、本市の景観構造は「基本となる面的な要素」及び台地、河川や道路などの「特徴的な景観要素」から特性を捉えることができます。

○景観構造の特性図

景観構造の基本となる面的な要素



都心部



臨海部



一般市街地

特徴的な景観要素



上町台地



景観上の特徴がある河川

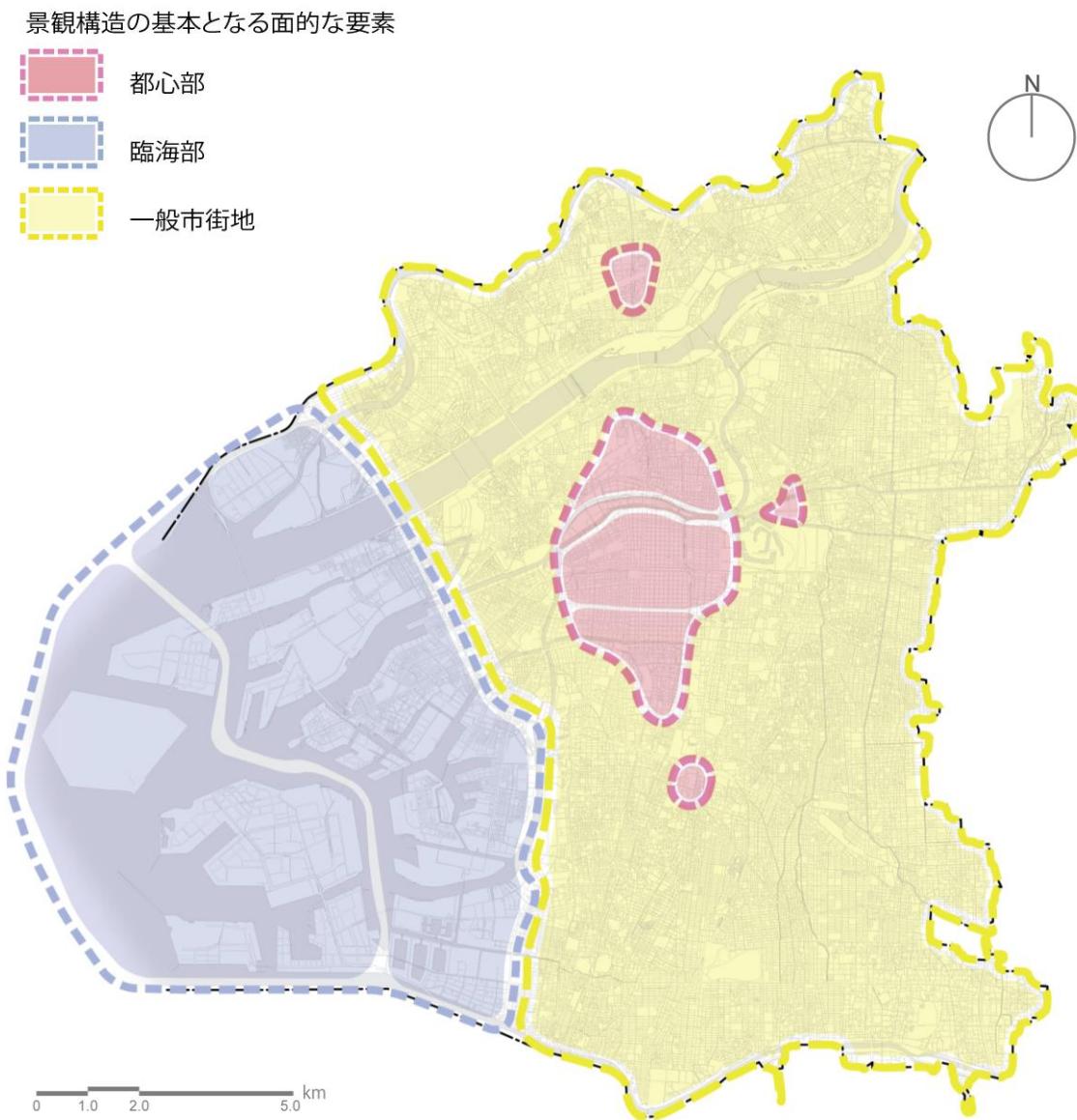


景観上の特徴がある道路



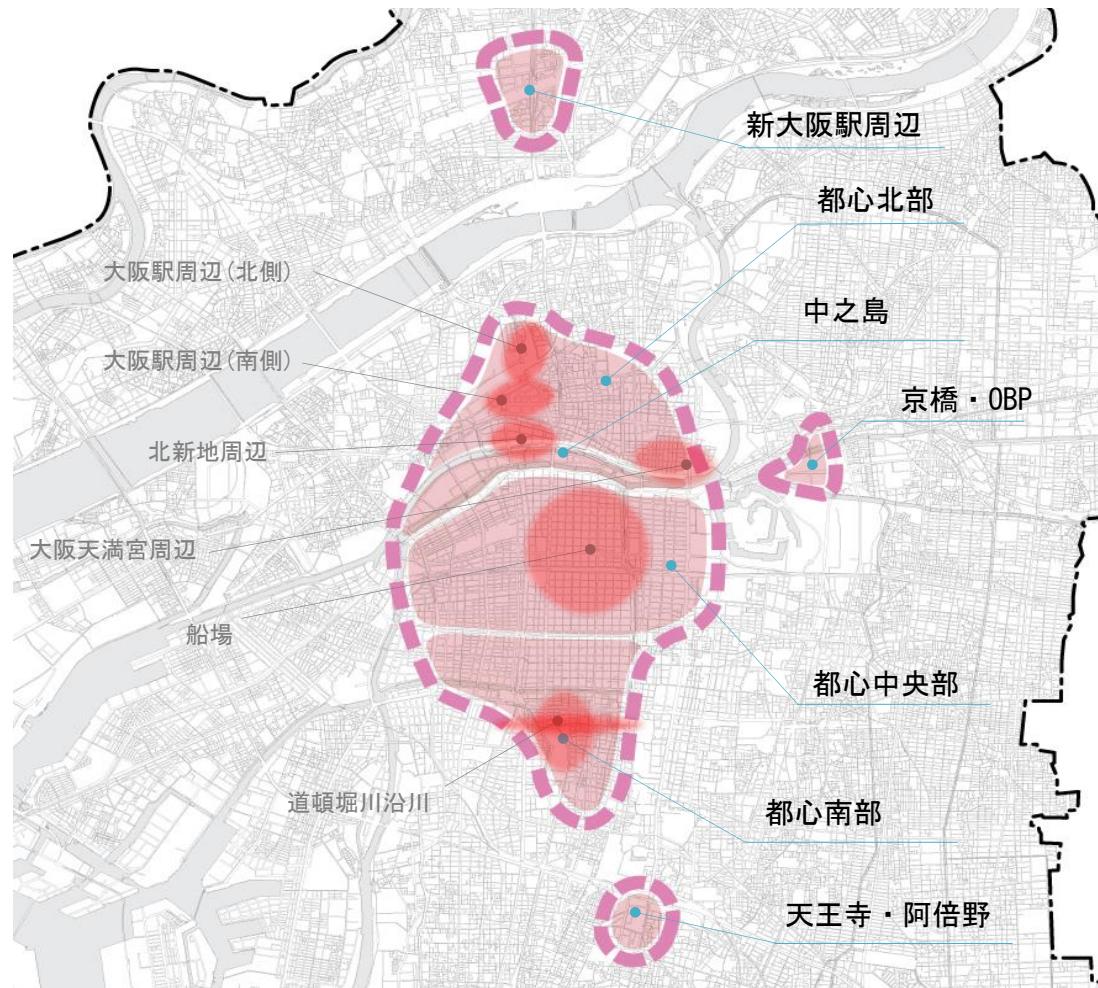
(1) 基本となる面的な要素

主に地勢の要素、都市基盤の要素、歴史伝統の要素、面的な空間要素などから、景観の基本的な特性が面的に広がる市街地空間のまとまりを抽出し、特に土地利用や建物用途などから市域を区分すると「都心部」「臨海部」の2つのまとまりが抽出され、その他、旧街道沿いのまちなみや商店街界隈など個性的な景観拠点が点在する「一般市街地」も含め、市域全域を大きく3つに区分することができます。



①都心部

- ・都心部の業務・商業系や高層住宅の土地利用を中心とする市街地では、比較的規模の大きな建物が高密度に立地する景観が形成されています。
- ・都心部の中でも、新大阪駅周辺、都心北部、中之島、都心中央部、都心南部、天王寺・阿倍野、京橋・大阪ビジネスパークでは、それぞれのまちなみの特徴があります。



【新大阪駅周辺】

- ・新大阪駅を中心とするターミナル空間を核とした景観が形成されています。
- ・新大阪駅周辺は、都心部とのアクセス向上や土地利用の増進を目的とした区画整理事業によりつくられたエリアであり、比較的敷地面積も大きく、ボリュームのある建築物によりまちなみが構成されています。
- ・高い交通利便を強みとし、業務系の用途が多数分布する景観が形成されています。

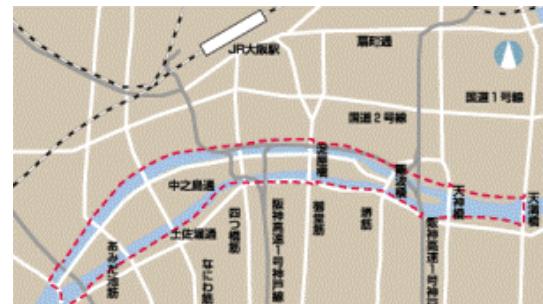
【都心北部】

- ・大阪駅を中心とする洗練されたエリアであり、大規模な面的な整備が進められてきた駅周辺では、スーパープロックの業務・商業系を主とする大規模な建築物から成る景観が形成されています。
- ・大阪駅周辺（北側）は近年、開発が進められており、グランフロント大阪を中心に美しく先進性を感じられるまちなみが形成されています。
- ・大阪天満宮周辺は、天満宮と参道を中心に伝統的な建築物が残っており、歴史・文化が感じられるまちなみが形成されています。
- ・一方、北新地周辺では、キタの繁華街が広がっており、比較的、小規模な商業系用途の建築物が集積する界隈景観が形成されています。

【中之島】

- ・風格のある川筋の景観が形成されるよう、周辺とのバランスに配慮して連続性やリズム感のあるまちなみが形成されています。
- ・南北を河川に囲まれた独特の地形を有しており、都心部にも関わらず空間的なゆとりがあるまちなみが形成されています。
- ・かつて諸国大名の米蔵があった名残もあり、その敷地は比較的大きく、大規模な建築物が多数立地しています。
- ・特に中之島東部（御堂筋以東）は、豊かな水と緑、大阪の都市の発展を今に伝える歴史的な建築物や構造物、文化財が多数あり、水の都大阪の歴史的空間を形づくっており、公共・公益用途が卓越しています。
- ・また、中之島西部（御堂筋以西）は、広い敷地に大阪の国際・文化・情報化などの新しい都市機能を持った中高層の建築物の整備に伴い、新しい都市景観の形成が進んでおり、業務系用途が卓越しています。

(※1) 旧都市景観条例第6条の規定により景観形成方針を定めた区域



【中之島景観形成地域】(※1)

【中之島景観形成地域の区域】旧淀川及び土佐堀川の河川区域と天満橋、船津橋、端建蔵橋、昭和橋で囲われた区域及びその区域に接する敷地。接する敷地が道路の場合は、その道路に接する敷地（約104ha）

【都心中央部】

- ・船場を中心とする都心中央部は、大阪城築城とともにいち早く市街地が形成され、近世のまちづくりを基礎に、格子状の市街地構造を土台に、特徴あるまちなみが形成されてきました。
- ・エリア内には多様な用途、規模の建築物や、長いまちの発展の歴史の中で、まちの成り立ちを感じさせる近代建築物や町家といった歴史的景観資源が随所に見られます。
- ・また、高密度な土地利用が行われる中で、まちなみの形成、快適性の向上やにぎわい創出に向け、各種のまちづくり施策が展開されてきました。
- ・風格のある「大通り（広幅員道路）」やまとまりの感じられる「地区道路（中小幅員道路）」の特性をいかして、沿道のまちなみが整えられ、船場をはじめ市民に親しまれている都心の魅力を高めることにより、ゆとり・うるおい・にぎわいのある都市景観が形成されてきています。
- ・御堂筋沿道では、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみの創造を目的に、平成26年から建物低層部にクオリティの高いにぎわい施設等の誘導を図りながら建替えを誘導する新たなルールを導入し、民間開発の促進に取り組んでいます。また、御堂筋の側道歩行者空間化により新たに創出される道路空間等の利活用に向けた支援を行う等、エリアマネジメントの推進に取り組んでいます。

(※2) 旧都市景観条例第6条の規定により景観形成方針を定めた区域

【都心中央部景観形成地域の区域】大阪市中央区及び西区における土佐堀通、谷町筋、長堀通、新なにわ筋に囲まれた地域及びその区域に接する敷地（約480ha）



【都心中央部景観形成地域】(※2)

【都心南部】

- ・道頓堀周辺では、道頓堀川や千日前を中心とした芝居小屋を起源とする繁華街や商店街など多様な界隈が連担し、他のエリアに比べ、商業系用途が卓越しています。
- ・道頓堀川沿川では、とんぼりリバーオークや河川に面して個性的なファサードの建物によりにぎわいのある景観が形成されています。
- ・界隈ごとに特徴のある多様なエリアが存在し、キタと並んで大阪を代表する繁華街としてにぎわいのあるまちなみが形成されています。
- ・湊町や難波駅周辺では、面的な開発が行われ、大規模な建築物から成る景観が形成されています。

【天王寺・阿倍野】

- ・ターミナル駅やランドマークであるあべのハルカスを核とし、主に商業系用途からなる景観が卓越するエリアです。
- ・大規模な商業施設や超高層ビル、入り組んだ界隈など多様な景観が連携する特徴を有しています。
- ・天王寺公園や親しみのある界隈、さらには更新を続ける大規模な建築物などが景観の要素となっています。

【京橋・大阪ビジネスパーク】

- ・大阪ビジネスパークでは、クリスタルタワーをはじめとする高層建築群による洗練された印象のまちなみが形成されています。また、低層部や街路においては、大阪城公園の緑を延伸したかのようなうるおいあるまちなみが見られます。
- ・一方、京橋駅前においては、人々の活動が表出した活気あるまちなみが形成されています。

②臨海部

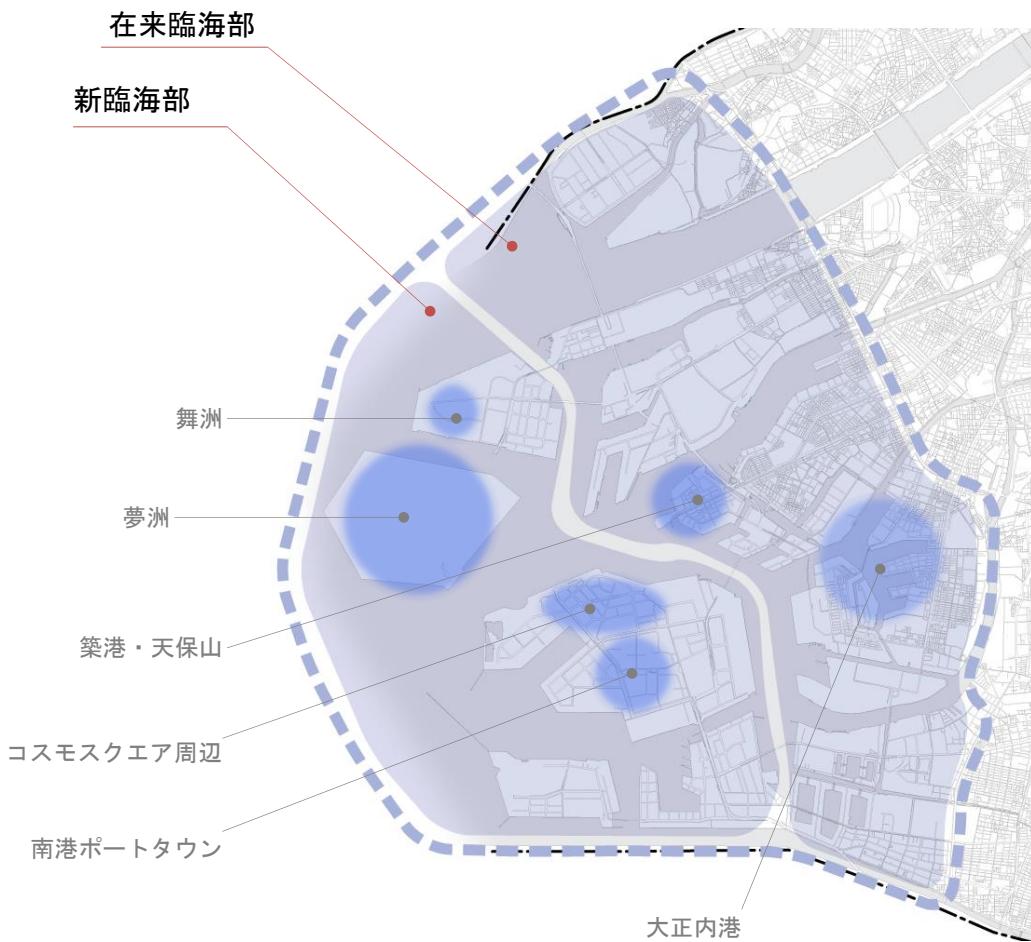
- ・工場や物流系の土地利用を中心とし、敷地面積及び建物のスケールが他の市街地と比して大きい街地で、海岸線はエッジとして見る（視点場）・見られる（視対象）の関係を生んでいます。
- ・橋梁等の構造物からなる大スケールのパノラマ景観や、大規模な工場や物流倉庫からなる産業景観が特徴となっています。
- ・比較的新しい時代に埋め立てられた新臨海部とそれ以前に形成された在来臨海部では、それぞれに景観の特徴があります。

【在来臨海部】

- ・明治中期から埋め立てられ、新臨海部より内陸に位置するエリアです。屈指の貿易港として発展してきた大阪湾ですが、本エリアにおいては工業系用途からの土地利用転換により、業務・商業・観光・住宅など、多様な土地利用が分布しています。
- ・沿岸部においては、比較的ボリュームの大きい建築物や橋梁等の建造物が多く見られますが、内陸側では、小規模な住宅などが卓越しています。
- ・築港・天保山においては、港町らしい水辺の魅力と観光地としてのにぎやかさが共存するまちなみが形成されています。また、周辺に海運産業を支えた近代建築物など、港の歴史・文化が感じられる資産が残されています。
- ・大正内港では、閉鎖的な静水域に面して港湾関連機能と居住機能等が共存し、陸地と水面とのつながりが比較的密接な落ち着いた雰囲気の景観が形成されています。

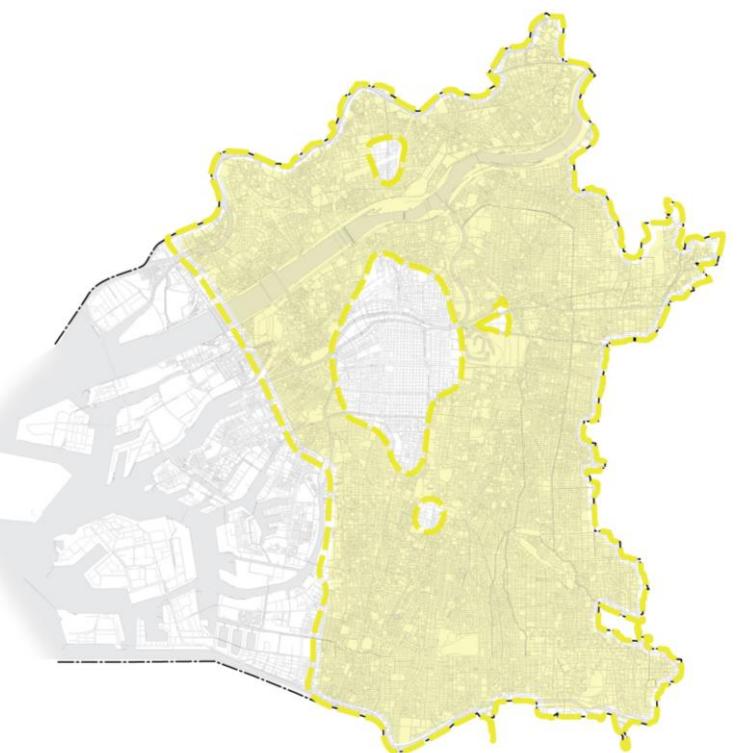
【新臨海部】

- ・昭和中期から埋め立てられ、沿岸部は主に倉庫や工業系用途が発達していますが、コスモスクエアなどの高度利用が図られた集客拠点、舞洲などのレクリエーション拠点や、ニュータウンなど、地区毎に性格の異なる機能集積が見られます。
- ・敷地に余裕があり、大規模な橋梁等の構造物や建築物が多く、対岸からはランドマークとして眺望されます。
- ・コスモスクエア周辺では、大阪の海の玄関口として、個性的な建築物と遊歩道による大スケールでかつゆとりの感じられる景観が形成されています。
- ・南港ポートタウンでは、街路樹や緑地などの多くの緑に囲まれたゆとりとういを感じる住宅地の景観が形成され、港湾関連施設が立地する海際の景観とは異質の空間となっています。
- ・夢洲地区では、産業・物流等の既存機能の更新・集積に加えて、国際観光拠点の形成を目指すこととされており、新たなベイエリア景観の形成が期待されています。

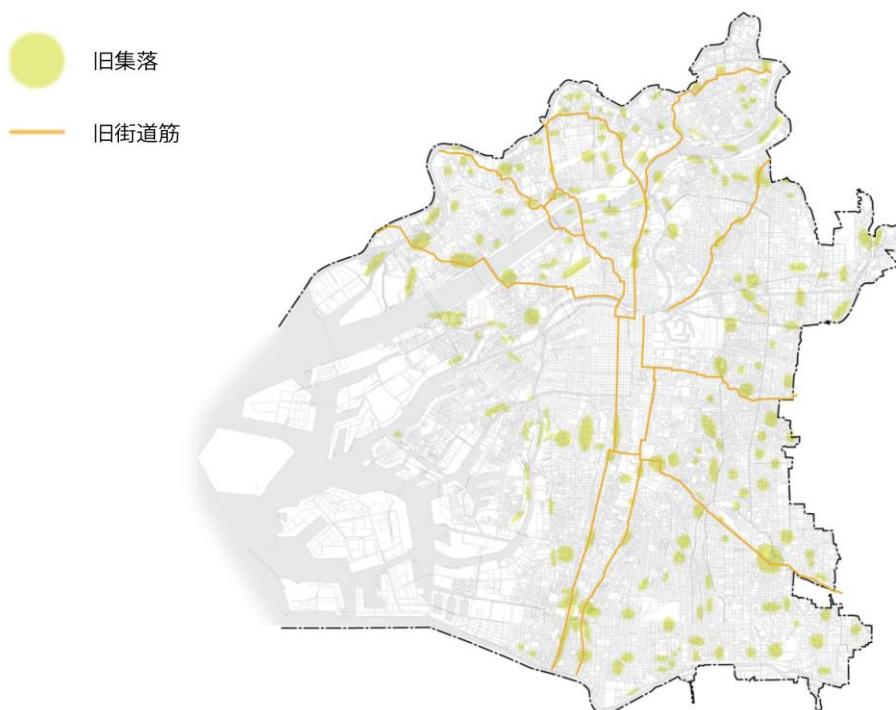


③一般市街地

- ・一般市街地では、古代から中世の農村や漁村を起源とする旧集落や旧街道沿いにおいて町屋などの歴史的資源が点在するほか、市民の活気が感じられる商店街などの界隈景観や、親しみの感じられる居住地景観など、地域ごとに形成されてきた多様で個性的なまちなみが広い範囲に点在していることが、共通する景観特性となっています。
- ・旧街道筋沿いに優れたまちなみや歴史的景観資源が残されており、例えば、平野郷周辺では、自治都市として栄えた旧環濠内に伝統的な建築物が残っており、歴史・文化を感じられるまちなみが形成されています。



(参考) 旧集落・旧街道筋の分布



【出典：大阪都市地図（明治初期・昭和前期）】

(2) 特徴的な景観要素

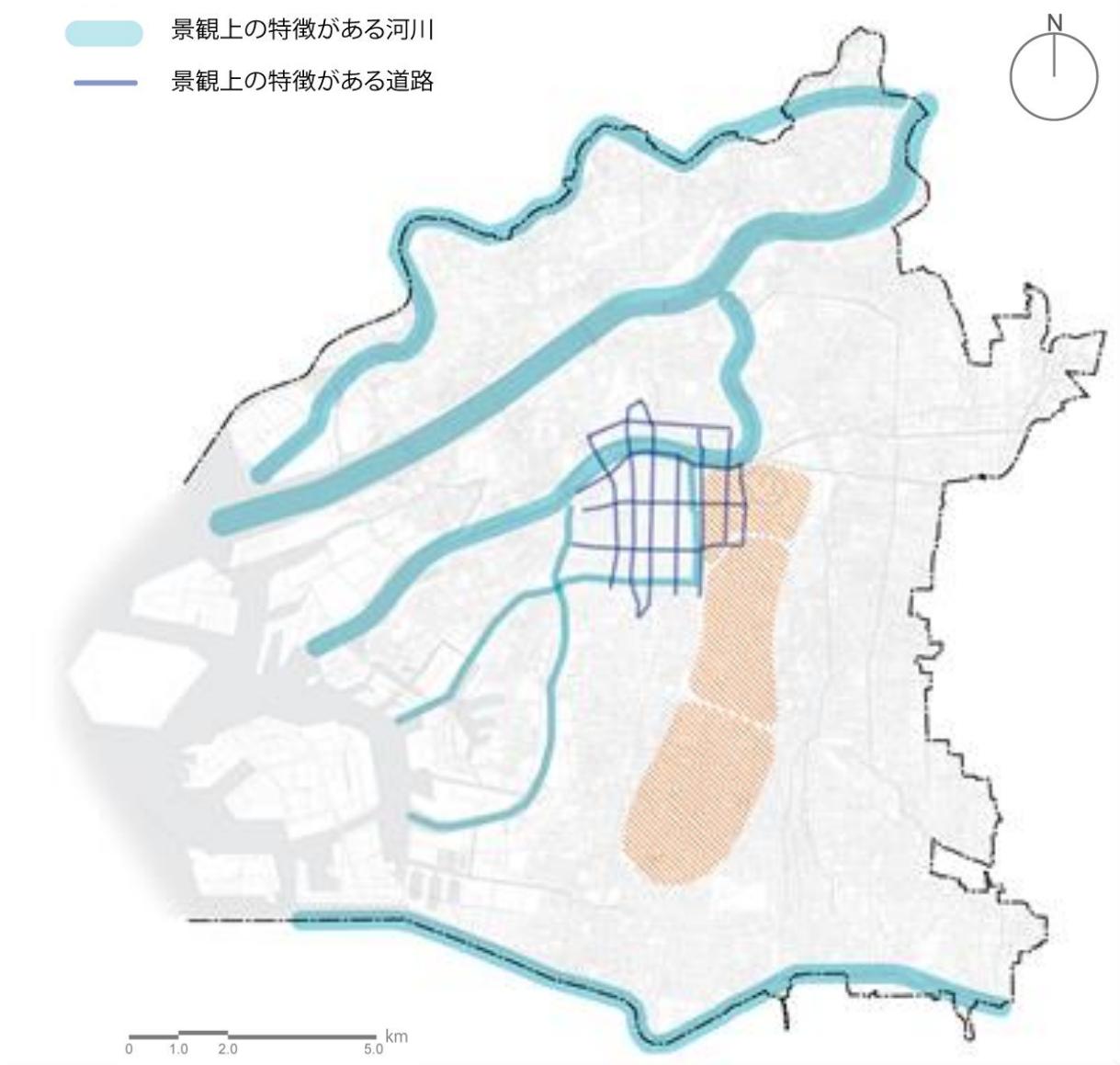
基本となる面的なまとまりの上に、地形の高低差による坂道、斜面や豊かな緑が面的に広がる「上町台地」や軸的に伸びる「河川」、「道路」が特徴的な景観要素となっています。

特徴的な景観要素

 上町台地

 景観上の特徴がある河川

 景観上の特徴がある道路



①上町台地

- ・地形の高低差による坂道・斜面、多くの寺社や豊かな緑が、周辺の市街地とは異なる特色を有する一帯です。
- ・上町台地は広範囲に広がっており、大阪城公園周辺、夕陽丘周辺、帝塚山周辺ではそれぞれのまちなみの特徴は異なっています。

【大阪城公園及びその周辺】

- ・大阪城公園は、大阪のシンボルとして愛され、古の記憶を留める歴史公園として、また、都心に育まれた水と緑豊かな憩いの場として広く市民に親しまれるとともに、観光・にぎわいの拠点として更なる魅力向上の取り組みが実施されています。
- ・広域から眺望できる大阪城天守閣は、大阪を代表するランドマークであり、大阪城公園と一体となったその景観は、歴史・文化性を感じられるとともに、うるおいとゆとりあるまちなみが形成されています。
- ・大阪城公園周辺には、高層建築物群と豊かな街路樹などにより洗練されたオフィス街の景観が形成されているO B P、大阪の東のターミナルであり界隈性のあるにぎやかな景観が形成されている京橋、今後まとまった開発が進む予定である森之宮などがあることが特徴的です。

【上町台地北部】

- ・上町台地の北部は、かつて大阪城の城下町として、はじめに市街化したエリアです。緑豊かな大阪城公園を核とし、現在では、公共施設を中心とした比較的規模の大きい建築物が立ち並んでいます。

【上町台地中央部】

- ・上町台地の中央部は、古くより人々に住まわれてきた一帯であり、大阪の歴史・文化の發祥地といえます。
- ・上本町駅前においては、大規模な商業ビルや演劇場などからなる、かつてのターミナル駅周辺にふさわしい風格のあるまちなみが形成されています。
- ・夕陽丘周辺では、豊臣秀吉・松平忠明の頃に集積した寺社など、多数の歴史的資源が景観に深みを与えています。また、風致地区に指定された崖線の緑や、多数の社寺林により、緑豊かなまちなみが形成されています。
- ・また、高低差の大きい上町台地の中でも特に坂や斜面が多く、立体的なまちなみが形成されています。

【上町台地南部】

- ・帝塚山周辺では、聖天山や万代池公園を中心とした豊かな緑が広がっており、うるおいあるまちなみが形成されています。また、風致地区の豊かな緑や比較的敷地の大きい戸建住宅によりうるおいとゆとりあるまちなみが構成される一帯です。
- ・住吉大社周辺は、熊野街道沿いや住吉街道沿いを中心に、伝統的な町家建築が今も多数残されており、歴史・文化を感じられるまちなみが形成されています。

②景観上の特徴がある河川

- 淀川、神崎川や大和川といった大河川や安治川、尻無川、木津川といった河口付近の川幅が広い河川は、広大なオープンスペースとして機能し、沿川の建築物などは対岸や橋上から眺望されるため景観に与える影響も大きくなります。特に高層のものなどは、遠方からもランドマークとして認識されます。
 - 大川や都心部をロの字に流れる川（堂島川・土佐堀川、木津川、道頓堀川、東横堀川）からなる水の回廊は、親水性が高く市民や観光客などが水辺景観を楽しめる空間となっています。
 - 近年では、舟運が活性化され、水上が新たな視点場としての役割を得つつあり、街路景観とは異なったまちなみ（沿川景観・かわなみ）を望む機会が増加しています。

【道頓堀川】

- 特に道頓堀川は大阪ミナミの繁華街の中心を流れ、古くから市民や地域を訪れる人々に親しまれている川であるとともに、都心部において、水と空とまちなみを一体として見ることのできる貴重なオープンスペースです。かつては物資輸送路として重要な役割を果たすとともに、沿川には芝居小屋などが立ち並び、商いだけでなく娯楽を楽しむ地域でもあり、川がまちに溶け込んでいました。また、今日でも、天神祭りのどんどこ船や歌舞伎の船乗込みなど、川を舞台にした伝統行事は、多くの人々を水辺に惹きつけています。



【道頓堀川景観形成地域】(※3)

- ・道頓堀川東部（浮庭橋以東）の一帯は大阪を代表するミナミの繁華街としてにぎわっているとともに、川沿いの華やかな夜景は大阪のシンボルにもなっています。道頓堀川西部（浮庭橋以西）は開放感のある広がりをもつ川沿いに住宅・業務が混在するまちなみが特徴です。こうした道頓堀川の持つ特性をいかしながら、水辺整備による魅力ある水辺空間を創出するとともに、「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成を図り、「川沿いの魅力」を高めることにより、うるおい、憩い、にぎわいのある水辺景観が形成されてきています。

(※3) 旧都市景観条例第6条の規定により景観形成方針を定めた区域

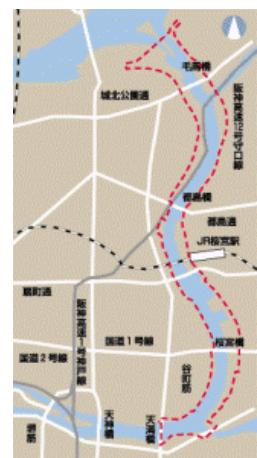
【道頓堀川景観形成地域の区域】道頓堀川の河川区域のうち上大和橋と道頓堀川水門で囲まれた区域及びその区域に接する敷地（約11ha）

【大川】

- ・また大川周辺では伝行事の舞台にもなっている、湾曲を繰り返す広がりのある河川空間と、川沿いの花・緑豊かな公園や、大阪の歴史を感じさせる建築物や構造物及び新しい高層住宅群やビルなどとが調和した優れた眺望を有し、高密度に市街化された大都市の中において、貴重な景観が形成されています。こうした景観特性をいかし、「川沿いのまちなみ」を整えるとともに、「水辺の魅力」を高めることにより、水・緑とまちが調和した、人々に、やすらぎや親しみを感じさせる水辺の景観が形成されてきています。

(※4) 旧都市景観条例第6条の規定により景観形成方針を定めた区域

【大川景観形成地域の区域】大川の河川区域と毛馬排水機場、天満橋で囲われた区域及びその区域に接する敷地。接する敷地が道路の場合は、その道路に接する敷地（約85ha）



【大川景觀形成地域】(※4)

③景観上の特徴がある道路

- ・幹線道路は歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間です。
 - ・沿道の建築物等は、基本的に道路側に間口を持つなど配置等が同質なものとなり、これらが連なることにより道路に沿って移動すると連續的な景観を意識することができます。
 - ・御堂筋、四つ橋筋や堺筋など都心部の幹線道路では、周辺部の幹線道路とは異なり沿道市街地の密度が高いため、都市の顔らしい連續性のある街路景観としての特徴がより強く、軸的な景観要素となっています。

第3章 景観形成の課題

1 市域全域の景観に係る課題

- これまで、市域全域の景観を高めるため、大規模建築物等については、一定の誘導を行ってきましたが、突出した色彩の建築物など地域の景観を阻害する要因も出てきています。今後は、周辺との調和に配慮した、よりきめ細やかな景観形成基準を設けるなどにより、景観水準を高めていくことが求められています。
- 地域特性に応じた景観誘導を図るとともに、地域主導の取り組みとの連携を図りながら、個性があり、かつ、より景観まちづくりに積極的な地域を掘り起こすことで、地域らしさのある景観形成を図っていくことが求められています。
- 近年、都心部を中心に夜間景観の創出の取り組みが見られますが、住宅地において周辺にそぐわないものが見られるため、地域特性に応じた誘導が必要となります。

2 各テーマの景観に係る課題

●風格・洗練

- ターミナル駅周辺や建築美観誘導路線など、大都市大阪を象徴するエリアを中心に重点的な景観施策を進め、都市的で洗練された建物が建設されてきました。
- 大規模な更新が概ね完成を迎えるエリアにおいては、高度化が進み大都市らしい大ボリュームのまちなみが形成される一方、広告物の掲出に統一感がないなどの課題もあります。
- 今後、高度化を図るエリアについては、新たな都市の顔としてふさわしい景観形成を図る必要があります。
- 都心部においては、来街者が多く、それに見合った十分な歩行者空間が確保されていないエリアも一部に見られるなど、安全性・回遊性を高める必要があります。また、低層部において歩いて楽しい空間づくりなど、にぎわい創出の工夫が求められています。
- 都心部においては、かつてより基盤の整備が行われており、近年に至り老朽化している施設や交通分担の遷移といった社会的変化への対応が求められる施設もあるため、これらの更新の機においては、大都市として先進的な景観の形成に寄与する整備が求められます。
- それぞれのエリアの成り立ちや特性に応じてきめ細やかな景観形成を図っていく必要があります。

●水・緑

- 人々に愛されてきた親水空間や視点場となる橋上など、優れた水辺の景観が数多くあります。都市公園、風致地区、河川沿いや幹線道路沿いなどには豊かな緑が保全・整備されてきました。
- 公園、緑地や水辺などの公共空間に隣接するエリアでは、広告物の設置や住居等としてのニーズが高い反面、雑多な印象や生活感が感じられるなど落ち着いた景観を阻害する要因も見られるため、周辺景観と調和した景観誘導が求められています。
- 現在、観光客を対象とした舟運が活性化しつつあるなど、河川沿いや海辺沿いの建築物等は、水上や対岸、橋上からの見えに配慮し、形態意匠を工夫する必要があります。
- 緑が卓越する上町台地では、地域に残された緑をいかし、より緑影濃く特徴づけることが求められます。

- ・河川沿川など水辺については、これまで実験的に公共空間を活用する取り組み等が進められてきました。このような活動と並行し、水都大阪にふさわしい景観形成が求められます。
- ・今後、水や緑に調和した景観形成を一層進めていくことが必要です。

●歴史・文化

- ・大阪の歴史や文化を今に伝える優れた歴史的・文化的資源が船場や上町台地をはじめ、市域全域に点在し、深みのある地域景観を生み出しています。しかし、それら資源の周辺において建築物の更新などを行う際に、それらに配慮した景観形成がなされているとは言い難いものが一部に見られます。
- ・歴史・文化的資源が残るエリア（特に住居系の土地利用が多いエリア）では、スケールが乖離した建物や個別の資源と調和しない建物も見られます。地域で継続的に歴史・文化的価値を共有しながら、個別の資源を活用した景観形成を図っていくことが必要であり、傾斜下からよく視認できる上町台地のエリアでは、建築物の意匠などを工夫することが求められます。
- ・特に点在する個性的な近代建築物などの活用が進められている船場界隈や、古代より人々の生活の営みが積み重なって市街地が形成されてきた上町台地では、景観資源となる近代建築物や寺社を活用した特徴ある景観を形成していくことが求められます。

●にぎわい・活気

- ・地域の商店街、観光地での人々のにぎわいや各種イベントの風景や演出された夜間景観など、様々なにぎわいの風景が大阪ならではの特徴的な景観となっています。
- ・にぎわいに寄与しているものの、一方では雑多・無秩序な印象を生んでいるともとれる建築物、広告物が氾濫するエリアもあります。にぎわいの質についてエリアごとに方向性を定め、適切な景観形成を図る必要があります。
- ・道頓堀川沿川などでは、整然とした都市的美しさとは異なる、多様なにぎわいや活気のあるまちなみが見られ、大阪らしい景観の特徴の一つになっています。こうしたまちなみは、大阪を代表するイメージの一つとして市民にも人気が高いことから、大阪らしさをいかしながら、不快感を与えない一定の秩序をもったにぎわいのあるまちなみを形成していくことが求められています。
- ・都心部においては、デジタルサイネージやメディアファサード等の新たな技術・枠組みに対しても景観上の役割・価値を評価した上で、活用・規制の方向性を検討する必要があります。
- ・そのあり方を検討しながら、大阪らしいにぎわいの景観形成を図っていくことが必要です。

3 眺望景観・夜間景観に係る課題

- ・建築美観誘導制度などの取り組みや、中之島界隈をはじめとする魅力的な夜間景観形成の取り組みにより、現在、大阪らしい眺望・夜間景観が形成されています。
- ・今後、都心部では緊急整備地域の指定により高層建築物の建築が活性化するなど、周辺の眺望・夜間景観に大きな変化を与える施設が各所で見受けられることや、臨海部では大阪・関西万博やＩＲなど大規模な開発が予定されており、新たな都市景観が形成される絶好の機会を迎えてています。
- ・この契機をいかして、様々な主体と協働した大阪らしい眺望・夜間景観の形成の取り組みが求められています。
- ・また、上記の取り組みにおいては、メディアファサード等の新たな技術に対応できるための景観協議の枠組みを新たに設けるなど創造的な景観形成を図っていくことが必要です。

第4章 景観形成の目標と基本方針

1 景観形成の目標

前章までで明らかとした本市の景観特性や景観形成の課題を受け、本市における景観形成の意義を踏まえた景観形成の目標を次のとおり定めます。

【景観形成の目標】

**都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む
大阪らしい景観をつくる**

景観の形成は本市の大都市としての風格を高めるとともに、都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出につながるものです。また、市民のまちに対する愛着や誇りを醸成し、豊かな生活環境の形成に資するものでもあります。一方、大阪らしい景観の特徴は「風格・洗練」「水・緑」「歴史・文化」「にぎわい・活気」の4つのテーマから捉えることができます。こうした本市における景観形成の意義と大阪らしい景観の特徴を踏まえ、本市の景観をより魅力的なものにしていくことを景観形成の目標とします。



2 景観形成の基本方針

これまで地域の特性をいかした景観の形成とともに、市域の景観の向上を図ることを基本方針として景観形成の施策を進めてきました。これらの方針を継承しながら、景観形成の目標を実現していくための基本方針を次のとおり定めます。

【景観形成の基本方針】

①市域全域での心地よい市街地景観の形成

日々の暮らしや様々な都市活動のフィールドである身近な都市空間の景観の魅力を向上するため、市域全域における景観の水準の向上を図ります。

②地域の特性をいかした景観の形成

大阪らしい景観の特徴をより強めていくため、それぞれの地域ごとの特性をいかした景観形成を推進します。

本市の地域特性をいかした景観形成のテーマを「風格・洗練」「水・緑」「歴史・文化」「にぎわい・活気」の4つとし、テーマにそった景観形成を図ります。

○大都市らしい風格や洗練された景観形成

産業・観光など多様な分野において、国内だけでなく世界に誇る「大阪」として都市格を高めるため、大都市らしい風格のある洗練された景観を形成します。

○水や緑をいかしたうるおいと安らぎを感じる景観形成

観光や交流における新たな価値創造及び豊かな生活環境の保全を図り、大阪のアイデンティティである水都の魅力を高める水と緑が豊かなうるおいと安らぎを感じる景観を形成します。

○歴史や文化が息づく景観形成

地域への愛着や誇りを醸成し、また継承していくことでより「住みたい」「訪れたい」大阪であるべく、これまで培ってきた歴史や文化が息づく深みのある景観を形成します。

○活気とにぎわいあふれる景観形成

更なる交流人口の増加を図り、大阪の個性ともいえる観光地や繁華街など多くの人々が集まる市街地での活気と多様なにぎわいのある景観を形成します。

③市民や事業者との協働による景観形成

景観形成においては、行政による規制誘導や公共空間の改善だけではなく、民間の取り組みによる影響も大きく、今後は、市民や事業者との協働により景観形成を推進します。

【眺望景観・夜間景観形成の観点から見た基本方針】

○都市のイメージを高める印象的な顔づくり（眺望景観・夜間景観）

不特定多数の人の目に触れる頻度の高い場所において、建築物等のデザインを誘導し、フォトジェニックな（写真映えする）眺望の創出や光景観の演出により、都市のイメージを高める印象的な顔をつくります。

- ・眺望景観の典型的な3つの眺め

見渡す
眺め

見通す
眺め

ランドマーク
への眺め

- ・夜間景観の典型的な4つのあかり

俯瞰する
あかり

水辺の
あかり

界隈の
あかり

個の
あかり

○景観資源を活用した地域のにぎわいづくり（眺望景観）

地域の持つ特徴的な景観資源をいかした眺望景観形成により、地域の個性を際立たせるよう魅力的な眺望景観を保全・整備することで、大阪を訪れる多くの人々を惹きつけ、人々のアクティビティを活性化し、地域のにぎわいを創出します。

○個性を際立たせた夜間ににぎわいづくり（夜間景観）

個性的な景観のある地域において、個性を魅力的に際立たせるよう夜間照明による演出を行うことで、大阪を訪れる多くの人を惹きつけ、夜間におけるアクティビティを活性化し、夜間ににぎわいを高めていきます。

○景観に対する意識の向上と都市への愛着や誇りの醸成（眺望景観）

市民の眺望景観への意識を高めつつ、魅力的な眺望景観に日常的に触れる機会を創出することで都市への愛着や誇りを醸成します。

○安全・安心に過ごせる上質な夜間の環境づくり（夜間景観）

市民が夜間においても安全・安心に過ごせるよう、身近な都市空間である道路や公園などの公共空間も含め、地域の特性に応じた上質な夜間照明を誘導し、日常の生活空間の魅力を高めていきます。

3 協働による景観形成における各主体の役割

景観形成の基本方針に基づいて市民や事業者との協働による景観形成を進めていくにあたっては、各主体が景観形成の目標を共有したうえで、それぞれの立場における役割を積極的に果たすよう、取り組みを進めていくものとします。

【各主体の役割】

○市の役割

市は、本計画に基づき、景観形成の推進のために必要な施策を実施するとともに、協働による景観形成を促進するため、景観に関する市民及び事業者の意識を高めるよう、積極的に啓発を行います。

○市民の役割

市民は、自らの身近な地域の景観に対する関心を深めるとともに、地域でめざすべき景観のあり方を地域で共有しつつ、自身が魅力的な景観形成の主体として身近にできることから取り組んでいきます。

○事業者の役割

事業者は、自身の事業活動が景観形成に与える影響について認識し、事業活動の実施にあたって魅力的な景観の形成に資するよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関わる施策に協力します。

第5章 大阪らしい景観形成の取り組みの方向性

1 景観形成の取り組みの方向性

(1) 地域の特性をいかした建築物等の誘導

大阪らしい景観が持つ多様な表情に応じて、地域の特性をいかした建築物等の誘導を図ります。

(2) 地域との協働による景観まちづくりの推進

市民との協働により、新たな地域の魅力を掘り起こし、大阪らしい個性ある地域の景観形成を進めるため、景観まちづくりの推進を図ります。

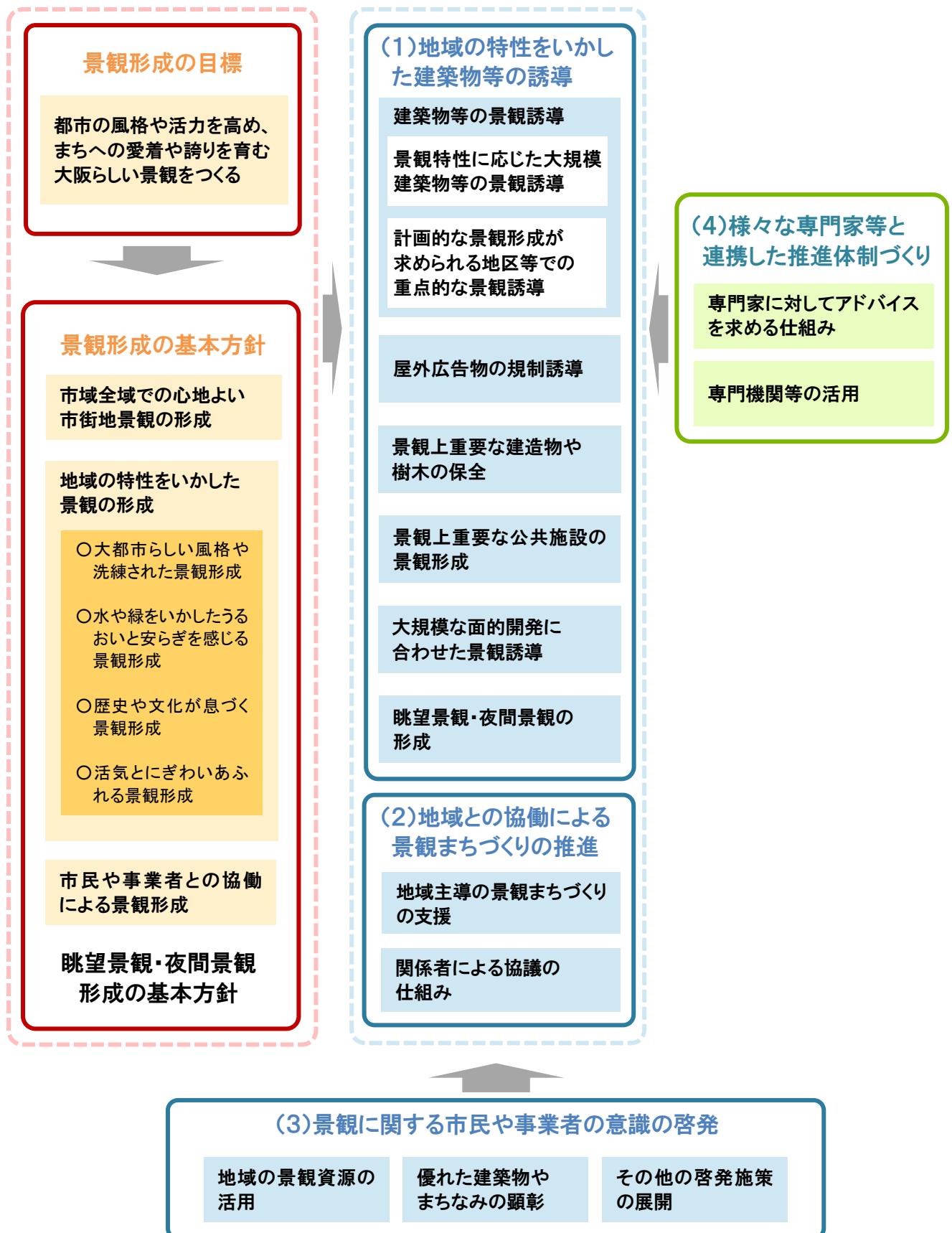
(3) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発

市民や事業者との協働による景観形成を促進していくため、景観に関する意識の啓発を行います。

(4) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり

景観施策の取り組みをより効果的に推進していくため、様々な専門家等と連携した推進体制づくりを行い、効果的な施策の展開を図ります。

景観形成の取り組みの方向性



2 景観施策の展開の方向性

(1) 建築物等の誘導と景観まちづくりの推進

1) 地域の特性をいかした建築物等の誘導

①建築物等の景観誘導

[景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導]

市域全域の景観の水準を高めるため、地域ごとの景観特性や地域における景観形成の取り組み状況等を踏まえ、景観計画区域の細分化及び誘導内容の詳細化を図ります。

[計画的な景観形成が求められる地区等での重点的な景観誘導]

都市戦略上、計画的な景観形成が求められる地区や景観誘導の高い効果が期待できる地区などでは、特に重点的に景観形成を図っていくものとし、地域での取り組み等も踏まえながら、順次地区指定を行い、届出対象行為や誘導基準を個別に定めるなど、通常の景観計画区域よりもさらにきめ細やかな景観誘導を行います。

なお、特に本市のシンボルストリートである御堂筋沿道【土佐堀通～長堀通】においては、『大阪の伝統と革新がうみだす 世界的ブランド・ストリート～歩いて楽しめ、24時間稼働する多機能エリアへ～』をめざし、地区計画などの都市計画手法により、建築物の高さや壁面の位置の基準を定めるとともに、御堂筋デザインガイドラインにより建築物や広告物のデザイン誘導を行っており、今後も現行施策を継続し、重点的な景観誘導を行います。

〈重点的な景観誘導を行う地区の考え方〉

次の何れかの要件を満たす地区については、景観法や都市計画法の手法を活用することにより、重点的な景観誘導を行うことが望ましいと考えられます。なお、これら以外のエリアについても地域からの提案に基づき、地域主導の景観マネジメントの状況なども踏まえ、地域主導型の地区として適宜、対象としていきます。

◎都市再生などの戦略的位置付けがある地区

都市再生緊急整備地域などの都市戦略上の位置付けのある地区については、拡充される都市機能に見合った景観形成が求められ、また活発な更新が予測されることから高い効果が期待できます。

[候補となるエリアの事例]

大阪駅周辺、御堂筋周辺、中之島西部、大阪ビジネスパーク、難波・湊町周辺、天王寺・阿倍野、コスモスクエア駅周辺、築港・天保山 など

◎大規模な開発が予定されている地区

大規模な開発が予定されている地区については、景観が大きく変容する可能性があることから、景観施策導入の必要性が高く、また効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕

大阪駅北側、中之島西部、なにわ筋沿道、夢洲、森之宮 など

◎エリアマネジメント組織による地域独自の景観誘導がなされている地区

今後、成熟社会を迎えるにあたり、地域によるエリアマネジメントの動きが活発化されることが求められています。こうした地域では、自ら定めるきめ細やかな地域ルールを自律的に運用することで、個性ある地域の魅力を引き出すなど、高い効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕

大阪駅北側、御堂筋沿道、大阪ビジネスパーク、中之島西部 など

◎景観関連施策の実績がある地区

都心部の幹線道路など、これまで景観関連施策を実施してきた地区では一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕

- ・建築美観誘導地区（御堂筋、堺筋、四つ橋筋、なにわ筋、土佐堀通、国道2号）
- ・景観形成地域（中之島（※）、都心中央部、大川沿川、道頓堀川沿川）など

（※）中之島景観形成地域は土佐堀川、堂島川及び対岸の河川沿川を含む

②屋外広告物の規制誘導

特に重点的な景観形成を図っていく地区における良好な景観形成にあたっては、屋外広告物の適切な規制誘導が不可欠であるため、関係部局と協議・調整しながら、屋外広告物条例と連携して屋外広告物の規制誘導を行います。また、屋外広告物ガイドプランなどの既存の屋外広告物の規制誘導の制度については、今後の景観施策の展開にあわせ、関係部局と協議・調整しながら、重複するエリアの取扱いなど、検討を進めます。

③景観上重要な建造物や樹木の保全

市域内に点在する都市景観資源や歴史性のある建築物、またランドマークになっている樹木など、地域の景観上重要な建造物や樹木については、景観法に基づく景観重要建

造物・景観重要樹木の指定制度を活用しながら、地域景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報の発信に努め、個性的な景観形成に活用します。

[候補となる建造物・樹木の事例]

- ・大阪城天守閣、通天閣、菅原天満宮の大楠 など

④景観上重要な公共施設の景観形成

地域景観の骨格や核となっている道路・公園・河川等の公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設の指定制度を活用しながら、公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を図ります。

[候補となる公共施設の事例]

- ・景観上重要な構成要素となる道路（御堂筋、三休橋筋、なにわ筋など）
- ・景観上重要な構成要素となる河川（大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川など）
- ・景観上重要な構成要素となる公園（中之島公園、大阪城公園、靱公園など）

⑤大規模な面的開発に合わせた景観誘導

市街地再開発事業等、敷地と建築物を一体的に整備する大規模な開発が行われる地区では、計画的かつ一体的に景観形成を進めることができることから、また都市再生特別地区など形態制限等を緩和して計画される大規模な開発は特に周辺景観に与える影響が大きいことから、都市景観条例に基づき検討書の作成を求め協議を行うことにより、重点的な景観形成を図っていきます。検討書の作成にあたっては、地域のランドマークとなるよう眺望景観及び夜間景観の観点も踏まえたものとします。

⑥眺望景観・夜間景観の形成

[眺望景観の形成]

大阪を代表するエリアにおいて、地域の眺望特性をいかした建築物等の誘導と眺望づくりの推進を図るため、大阪らしい眺望景観の典型的な3つの眺め（見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺め）に沿って、主要な視点場からの眺望を意識したファサードデザインや歴史的景観資源に配慮した誘導等を行います。

[夜間景観の形成]

地域の特性に応じた夜間景観の形成を図るとともに、重点的な景観形成を図っていく地区においては、他の施策とも連携しながら公共施設等をライトアップするなどの演出を行います。

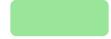
また、大阪を代表するエリアにおいて、地域の夜間特性をいかした建築物の誘導と夜景づくりを図るため、大阪らしい夜間景観の典型的な4つのあかり（俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかり）に沿って、主要な視点場からの夜景を意識した魅

力的なライトアップや歴史的景観資源に配慮した誘導等を行います。さらに、メディアアーバンド等の新技術に対応するための景観協議の枠組みを新たに設け、周辺との調和に加え創造的な景観づくりを図ります。

〈大阪を代表するエリアの考え方〉

古くから市民が誇りとする魅力的な眺めが生み出された大阪城公園周辺及び中之島等、また大阪の魅力を世界に発信する絶好の機会を有したベイエリア等を対象としていきます。

凡例

眺望・夜間景観	 大阪城景観配慮ゾーン
	 ベイエリア
眺望景観	 中之島等  " 河川景観配慮ゾーン 天満橋～船津橋・端建藏橋
夜間景観	 " 河川景観配慮ゾーン 大川・堂島川・土佐堀川・安治川



大阪を代表するエリア

[眺望景観・夜間景観の形成に伴う主要な視点場の設定]

主要な視点場の設定にあたっては、人々が集い、見渡せる・見通せる場所である公共空間から選定し、建築物の誘導を図ることを目的とする視点場と普及啓発を図ることを目的とする視点場に分けて設定します。

〈視点場の設定の具体例〉

◎橋梁や河川沿川のまちなみを見通す特徴的な眺め

- ・中之島に架かる橋上からは、河川の両側に連なる水辺のまちなみや橋梁を水面越しに見通す景観を望むことができます。
- ・橋梁は視対象だけでなく視点場としても整備することにより、沿川のまちなみと水際線に沿って視線が誘導される奥行き感のある水都大阪にふさわしい八百八橋の風景の演出が可能です。



なお、眺望景観・夜間景観の形成にあたっては、景観計画を軸に主要な視点場・視対象の明示やライトアップの方法等を景観読本やガイドラインで示すことで計画を補完します。また、公共空間の景観形成や大規模な面的開発といった他分野の施策との連携により強化を図ります。

2) 地域との協働による景観まちづくりの推進

①地域主導の景観まちづくりの支援

市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する仕組みを導入します。

また、地域の実情や合意状況等に応じて、景観協定制度など、法に基づく制度の活用を進めます。

②関係者による協議の仕組み

地域の景観形成に関わりのある様々な関係者が協議・調整を図り、景観法に基づく景観協議会の制度なども活用しながら、良好な景観形成のための取り決めや仕組みづくりを進めます。

(2) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発

①地域の景観資源の活用

都市景観条例に基づき地域の景観資源を登録する都市景観資源については、区ごとに登録を進めてきていますが、全区において登録が終わった後は、さらなる資源のPRなど周知を進めるとともに、景観形成に具体的に活用していくための方策を検討します。

②優れた建築物やまちなみの顕彰

新たな景観形成に資する景観上特に優れた建築物やまちなみを市民や事業者から募集し、顕彰する大阪都市景観建築賞（愛称：大阪まちなみ賞）により、美しく個性と風格があるなど地域特性をいかした景観づくりについて、普及・啓発を行います。

③その他の啓発施策の展開

市民や事業者が身近な市街地のまちなみを目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなるイベントや、基礎的な知識を学習する講座等の開催のほか、意識啓発につながる市民の活動支援など、幅広い取り組みを実施します。

(3) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり

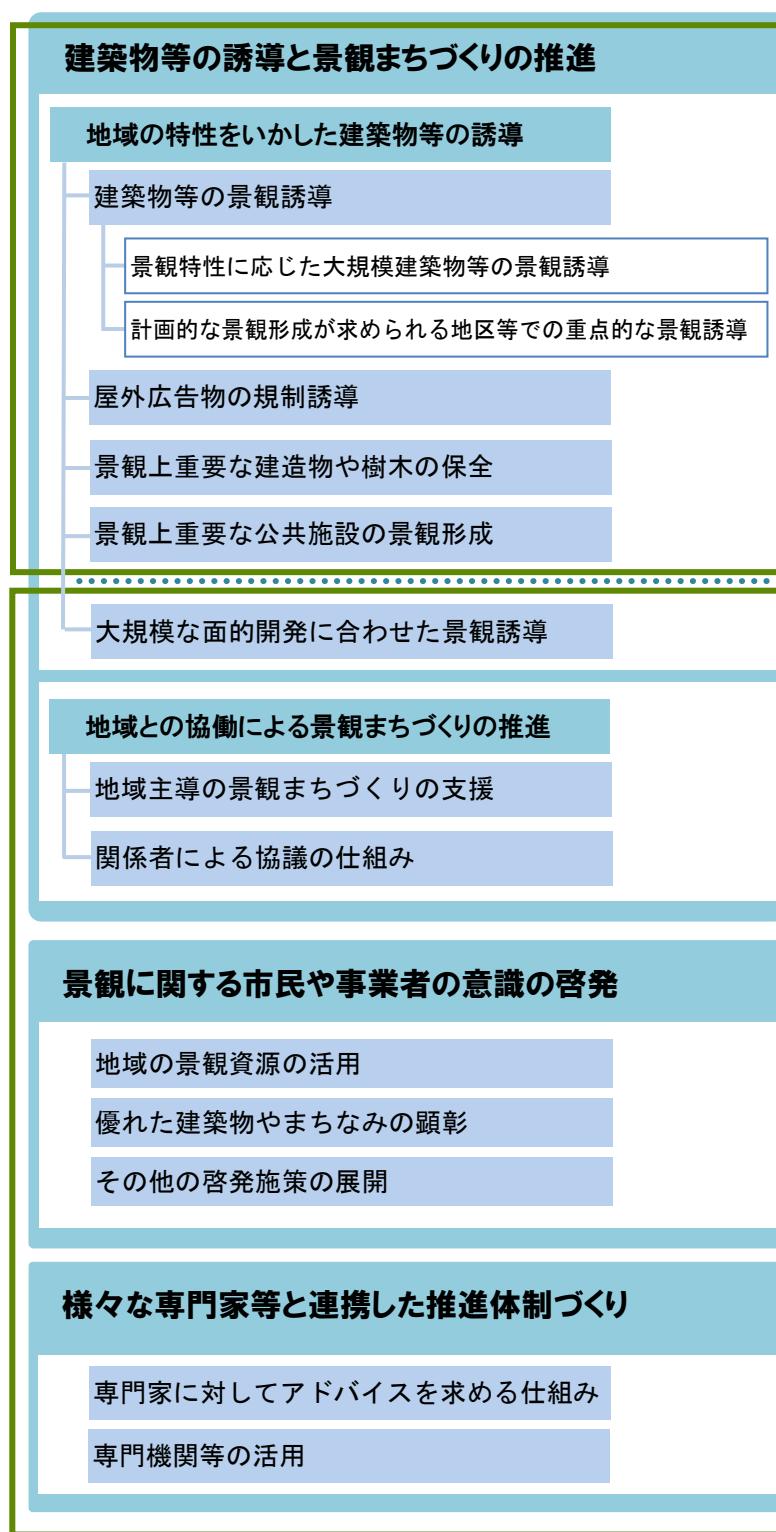
①専門家に対してアドバイスを求める仕組み

市民や事業者からの高度な要求にも柔軟に対応し、本市の景観施策を的確かつ効果的に実施・運用していくための総合的な景観施策体系の再構成に伴い、大阪市都市景観委員会や景観に関連する専門家に対してアドバイスを求める仕組みを導入します。

②専門機関等の活用

民間活力を活用し、行政と役割分担しながら、景観まちづくりの支援や都市景観資源の活用、景観重要建造物・樹木の管理など、具体的な景観形成の推進に寄与するため、景観法に基づく景観整備機構の制度の活用を図ります。

3 景観施策の体系



6章

景観法を活用した
景観形成の取り組み

7章

まちづくりなどと
連携した独自の景
観形成の取り組み
(※)

(※) 一部、景観法を活用